商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 髙橋 但馬

1 日時

平成29年7月5日(水曜日)

午前10時0分開会、午後5時15分散会

- (うち休憩 午前11時55分~午後1時2分、午後1時21分~午後1時24分、 午後3時15分~午後3時19分)
- 2 場所

第3委員会室

3 出席委員

髙橋但馬委員長、ハクセル美穂子副委員長、名須川晋委員、千葉進委員、千葉伝委員、 樋下正信委員、工藤誠委員、斉藤信委員、小西和子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

上野担当書記、中村担当書記、安藤併任書記、岩渕併任書記、渡辺併任書記

- 6 説明のために出席した者
 - (1) 文化スポーツ部

上田文化スポーツ部長、泉副部長兼文化スポーツ企画室長、

畠山文化スポーツ企画室企画課長、中里文化振興課総括課長、

工藤スポーツ振興課総括課長、木村ラグビーワールドカップ2019推進課総括課長

(2) 商工労働観光部

菊池商工労働観光部長、藤澤副部長兼商工企画室長、

押切参事兼産業経済交流課総括課長、八重樫雇用対策・労働室長、

戸舘ものづくり自動車産業振興室長、阿部商工企画室企画課長、

高橋経営支援課総括課長、高橋産業経済交流課地域産業課長、

平井観光課総括課長、高橋雇用対策・労働室雇用対策課長、

鎌田雇用対策・労働室労働課長、

藤田ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長、

瀬川ものづくり自動車産業振興室自動車産業振興課長

(3) 教育委員会

高橋教育長、今野教育次長兼教育企画室長、岩井教育次長、

鈴木教育企画室企画課長、佐々木教育企画室特命参事兼予算財務課長、

佐々木教育企画室学校施設課長、永井教職員課総括課長、

荒川教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、

梅津教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、小久保学校調整課総括課長、

鈴木学校調整課首席指導主事兼產業·復興教育課長、

藤澤学校調整課高校改革課長、菊池学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長、

中島学校教育課首席指導主事兼総括課長、

佐野学校教育課首席指導主事兼義務教育課長、

佐々木学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長、

佐藤学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、

荒木田保健体育課首席指導主事兼総括課長、

佐藤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、

鎌田生涯学習文化財課文化財課長

7 一般傍聴者

1名

- 8 会議に付した事件
 - (1) 商工労働観光部関係審査

(議 案)

ア 議案第11号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中 別表第5の改正関係

(2) 教育委員会関係審査

(議 案)

ア 議案第15号 岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

イ 議案第35号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定 めることに関し議決を求めることについて

(請願陳情)

受理番号第45号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の1復元をはかるための請願

(3) その他

ア 次回及び次々回の委員会運営について

イ 委員会調査について

- 9 議事の内容
- ○髙橋但馬委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。これより本日の会議 を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

なお、本日は文化スポーツ部関係の議案等の審査はございませんので、文化スポーツ部職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、文化スポーツ部から岩手県文化・スポーツ振興戦略に基づく平成29年度の取組についてほか1件について発言を求めら

れております。このため、教育委員会関係の審査終了後、文化スポーツ部職員を入室させ、 発言を許したいと思いますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第11号岩手県手数料条例の 一部を改正する条例中、当商工文教委員会に付託された別表第5の改正関係を議題といた します。当局から提案理由の説明を求めます。

○鎌田労働課長 議案第11号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。議案(その2)の83ページをお開き願います。なお、説明は、便宜お手元にお配りしております資料、岩手県手数料条例の一部を改正する条例案の概要により御説明いたします。

1の改正の趣旨でありますが、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行により、職業能力開発促進法施行規則の一部が改正されたことに伴い、 岩手県手数料条例について整備しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容でございますが、職業能力開発促進法施行規則の一部改正により、技能検定の等級区分について基礎1級と基礎2級が統合され、基礎級に改められましたことから、同施行規則の基礎1級と基礎2級という文言を引用しております岩手県手数料条例、別表第5に規定している文言を整理しようとするものでございます。

次に、3の施行期日でありますが、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令の施行期日である平成29年11月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- ○髙橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。
- ○ハクセル美穂子委員 私からお聞きしたいことは、今人材不足というのが非常に深刻な問題になってきている中、外国人技能実習生について岩手県としての位置づけというのはどういうふうにお考えかという点について1点お伺いしたいのと、実際に今県内でどれぐらいの外国人の実習生の方がどういった職種についているのかという点についてお聞きしたいと思います。
- ○鎌田労働課長 まず、外国人技能実習生の位置づけでありますけれども、県といたしましては、法で定められております外国人が本国での技能を習得していただいて、あと県内で実習して、そして戻っていただくということで、技能実習という観点で技能実習生のほうは認識しております。

人数でございますけれども、岩手労働局によりますと、県内の平成28年10月末現在の外国人労働者数は3,418人おりますけれども、そのうち技能実習生は1,982人となっておりまして、前年度よりも380名ほど増加している状況にございます。

職種につきましては、やはり岩手労働局によりますと、製造業が1,523人、建設業が127人、卸小売業が48人、情報通信業が8人、サービス業が18人、宿泊飲食サービス業が6人、その他が252人となっております。

○八重樫雇用対策・労働室長 位置づけのことでちょっと補足させていただきます。今委

員御指摘のとおり、特に被災地におきましては人材不足ということが実態としてございます。岩手県としてはというか、これは被災各県そうだと思うのですけれども、位置づけとしては、趣旨としてはそうなのですけれども、実態としては労働力としての点でも貴重となっておりまして、そちらにつきましては、被災地における産業人材の確保ということで、国のほうにも、この外国人技能実習制度における受け入れ人数の拡大を図るための要望、あるいは構造改革特区制度の柔軟な運用ということを要望しております。

○ハクセル美穂子委員 県内の若い就職したい方々が県内で定着するような、そちらの動きのほうを基本的には重視していらっしゃるということは理解していますけれども、実際そういう中でも、なかなか沿岸のほうのように人材が確保できないという現状もありまして、商工文教委員会の視察で株式会社津田商店にお邪魔したときも、ベトナムから実習生の方がいらっしゃって、実習もすると同時に、非常に人材としても戦力になっているというような状況を拝見させていただきました。ぜひそういったニーズというか、会社として実はそういったことを考えているところが問い合わせだけでも、自分の会社が適用できるのか、そのためにどういった手続をすべきなのかというのがわかるような窓口みたいなものがもうちょっと明確にあるといいのかという部分がありますので、その辺についても今後少し検討していただけたらと思っております。その点について、最後お聞きして終わりたいと思います。

○鎌田労働課長 窓口についてでありますけれども、御案内のとおり、県ではこの事務については所管しておりませんが、基本的には厚生労働省の能力開発局で所管しておりまして、さまざまな問い合わせにつきましては、本省というより外郭団体であります公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)という団体が窓口でございます。それから新たに法律の制定によりまして、外国人技能実習機構というところも新設されておりますので、そちらのほうに問い合わせいただきますと、仲立ちしていただける関連団体とかのほうも情報が得られるのではないかと思います。県に問い合わせがございましたらば、そういったところにきちんとつないでいきたいと考えております。

○斉藤信委員 今回の条例の一部改正は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づいて改正されると思いますが、この法律でどのように外国人技能実習生の保護が図られる内容になっているのか示してください。

○鎌田労働課長 外国人技能実習生の保護につきましては、先ほど申し上げました外国人技能実習機構が新たに設置されまして、制度としてこれまで管理団体がありまして、そちらのほうは届け出制でしたけれども、今回は許可制ということに改められております。

そして、実習計画につきましても、承認を受けるという形に制度変更になっておりまして、その部分について、きちんとした形で仕組みが整えられたと考えております。

○斉藤信委員 届け出制から許可制になるというのはわかりましたが、労働条件その他で、 具体的に保護される技能についての評価とか、そういうのはないですか。もうちょっと詳 しく。 ○鎌田労働課長 それでは、仕組みの概要を説明させていただきたいと思います。

これまでの技能実習ですと、3年間の実習期間ということになっておりまして、その間に技能検定などの基礎級という試験を受けますと、技能2年目、3年目の実習に移るという仕組みになっております。そして、今回優良な事業者につきましては、3年ではなくて2年間延長になりまして、5年間の実習期間という形になります。その間の技能実習の進みぐあいというものを担保するために、技能実習等が、先ほど統合された基礎級ということと、それからあと3級、2級というものが、それぞれ3級ですと3年の終わりまでに受ける。そして、2級につきましては帰国する際に受験して、技能の定着ぐあいを把握するということで、技能実習にもちゃんと担保するような仕組みというのが今回設けられたということになっております。

- ○斉藤信委員 これまでは基礎1級、2級というふうになっていたのが基礎級になったと。 県内の実績で、今までも外国人実習生がいたと思いますけれども、どれだけの方が1級、 2級を受けられているのか。また、今は別の2級、3級という話もありましたけれども、 それ以上のものがあれば示してください。
- ○鎌田労働課長 過去の受験者数につきましてですけれども、過去3年間の基礎2級の受験状況につきましては、平成26年度が232人、平成27年度が313人、平成28年度が288人となっております。基礎1級のほうにつきましては受験が任意で、受講者が少なくなっておりまして、平成26年度が4人、平成27年度が11人、28年度が25人といった状況になっております。
- **○斉藤信委員** そうすると、基礎2級は3年間を合わせせると800人ぐらいになりますか。 今回これが基礎級ということになるということですね。今までは、3級、2級というのが あったのですか、これは新しいものですか。
- ○鎌田労働課長 2級と3級につきましては、これまでも制度としてございます。
- ○斉藤信委員 実績は。
- **○鎌田労働課長** 3級の受験につきましては、平成26年度が1名、そして27年度が15名、28年度が15名という実績になっております。

それから、基礎 2 級につきましては、平成26年度が232名、27年度313名、そして28年度が288名となっております。

- ○斉藤信委員 その232名、313名というのは2級ですか。
- ○鎌田労働課長 2級です。
- ○斉藤信委員 帰国のときに、そういう認定を受けて帰国されていると、こういうことですね。

それで、先ほどの答弁にもあったのだけれども、沿岸では食料品製造業が人材不足で、 東日本大震災津波前と比べて約1,400人少ないのです。全体としては、労働者は復興の関係 でふえているけれども、食料品製造業だけは大幅に人員不足になっているということなの です。それで地元企業の要望としては、特区制度を活用して、外国人労働者は企業の規模 によって枠が決まっているわけですよね。水産加工、食料品製造業に限定して聞きますが、 今どういう受け入れの枠になっているか。 実際に水産加工、食料品製造業で従事している 技能実習生はどういう規模になっているか示してください。

- ○鎌田労働課長 平成26年度の調査になりますけれども、水産加工業約30社が約300人以上の技能実習生を受けているという状況になっております。
- ○斉藤信委員 平成26年度のデータしかないの、こんな古いデータしかないの。僕はさっき聞いたのだけれども、どういう基準になっていますか、企業の規模で外国人実習生が活用できるのは。これは特例もあるのだけれども、以前に脱走ということではなく突然いなくなったと、こういう事例があると認められないということがあって、認められているところと認められていないところも、またこれあるのだよね。だから、具体的にそこらはわかりますか。
- ○鎌田労働課長 現行の基本人数枠という数字になるかと思いますけれども、現在従業員50人以下の場合ですと、3名が受け入れ可能という形になっており、今回の改正によりまして、基本人数枠のほうは区分が細かくなっておりまして、40人から50人までの規模の場合ですと5名、そして31名から40名枠までの規模ですと4名、そして30人以下の場合ですと3名ということで、30名から50名の規模につきましてはふえているということになっております。

そして、人数枠は優良な事業者につきましては、さらに基本人数枠の2倍とか4倍とか、 受け入れ人数の枠もふえるという形になっております。

優良な事業者の基準につきましては、先ほどお話ししたとおり、技能検定の合格率が高いとかありますが、例えば体制面で、指導員が講習をしっかり受けているとか、そういうさまざまな項目で評点がありまして、120点の6割以上を取った事業者については優良と認められて、契約のほうもふえるという仕組みに改正される予定になっております。

- ○八重樫雇用対策・労働室長 先ほど県内の外国人技能実習生の規模について御質問がありましたが、平成27年度まではデータを押さえておりまして、食料品製造業が平成27年度時点で268人、衣服繊維製品製造業が111人、こちらはJITCO、先ほど言いました国際研修協力機構を通じたものでございます。農業が102人です。農業はちょっと別なデータがあるようですけれども、多いところではそういったような状況になっております。
- **〇斉藤信委員** 答弁がもう一つ正確さを欠くのだけれども、平成26年度は30社、300人以上だったが、今の答弁だと翌年は268人に減ったと、こういうことなのですか。

それともう一つ、50人以下の事業所は3人から、もう少し細かく分かれて、5人、4人、3人というふうに、これは見直されるようですけれども、50人以上はどうなのですか。

○鎌田労働課長 先ほど申し上げました平成26年度、平成27年度につきまして、集計元が違っておりまして、平成26年度については県の復興局のほうで取りまとめた数字、それから平成27年についてはJITCOで取りまとめた数字で、JITCOの場合ですと、食料品製造業ということで、水産加工業というくくり、抜き出しではない形になっております。

若干その点で数字のほうに相違があるというふうになっております。

そして、基本人数枠につきまして、50人以上につきましては変更はないとなっておりますが、こちらも優良な事業所については受け入れ枠が増加されるという仕組みになっております。

○斉藤信委員 水産加工業となると、食料品製造業よりも狭くなる。しかし、あなたの答 弁だと、平成26年は300人以上で、食料品製造業となると268人になると。単純にデータを 比較すれば、普通は減ることはないのです。後で正確なことがわかったら、また教えてください。

それで、県は外国人技能実習生の確保を含めて、住宅を整備した場合に補助を出すと、こういうことで、既に実施されていると思います。私も水産加工業者には繰り返し訪問して聞いていますけれども、昔と違って、今はインターネット完備です。昔は電話だけで、今はインターネットで、毎日家族とやりとりしていますから。だから、インターネット完備のそういう住宅整備をしていると。そういう形でないと、優秀な労働者を確保できないという。本当に世の中が変わっているなというふうに私は思っているのだけれども、その点で、この県の補助制度の実績はどうなっているのか。

もう一つは、外国人技能実習生の賃金、労働条件、これはどういうふうに把握されているのか、わかったら示してください。

〇八重樫雇用対策・労働室長 水産加工業における住宅関係の補助金ですけれども、復興 庁のほうで所管しております地域基幹産業人材確保支援事業の中で、宿舎整備あるいは家 賃補助事業というものがございます。実績ですけれども、宿舎整備事業が2件、家賃補助 が2件、平成28年度の実績がございます。

○鎌田労働課長 外国人実習生の賃金につきましては、ちょっと県のほうでは把握しておりません。

○斉藤信委員 大体わかりました、大体ですよ。改めて正確にお話ししますと、沿岸の食料品製造業の雇用保険被保険者数というのは、平成23年2月、いわゆる震災直前は6,810人でした。それが平成29年5月は5,372人、1,436人減少している。これが岩手労働局の一番新しい資料です。あれだけの被害を受けながら、水産加工業は8割方再建したのです。しかし、東日本大震災津波前の売り上げを確保したというところが約5割です。だから機械整備、建物は立派にしたけれど、十分な労働力を確保できずフル回転できない。今、一つは、労働者の確保というが大変重要な問題になっているということ。もう一つは、昨年はサケ、イカ、サンマ、全部不漁で、価格が高騰して原料確保が大変だという二重苦という状況にありますが、水産加工業というのは、沿岸におけるまさに基幹産業なのです。その点で、議案は外国人技能実習生の議案でありますけれども、地元企業の要望がきちんと受けとめられ、今聞きましたら宿舎補助、家賃補助は、それぞれ2件ということで、まだまだ少ないという感じがしたのですけれども、そういう必要な制度が活用できるように強く期待したい。最後に、部長、どうですか、所見をお聞きしたい。

○**菊池商工労働観光部長** まず一つは、水産加工業の実態についてお話ですが、私もいろいろ東日本大震災津波前からおつき合いしている企業もありますので、見違えるほど労働環境も変わってきて、生産管理状況も非常によくなっていまして、今さらに我々も支援しながら、生産の付加価値化を進めているところでございます。そういった形で、かつてのような作業場といいますか、そういう環境から、まさに清潔な労働環境の工場となっておりますし、付加価値生産も今後順調に伸びていって、販路拡大等により伸びていけば、まさに委員おっしゃるところの沿岸の基幹産業として花開いていくと思っております。

そういった意味で、まずは付加価値生産を高め、よりもうけて、より雇用が安定的に、 処遇もよくなっていくような状況を進めていくことが必要ですし、実際、水産加工現場と か工場を皆さんに、若い人たちに紹介するビデオなどでいろいろと情報発信をさせていた だいていまして、そういった形で気づいていただくということで、技能実習生のみならず、 県民も喜んで、楽しんで、水産加工業に従事できるような環境をさらに進めていく必要が あると認識しております。

また、外国人技能実習生につきましては、委員御案内のとおり、かなり厳格な許可制に変えましたので、労働基準法違反とか、そういったことが起きないような仕組みとなる厳格な計画審査、あるいは執行状況の検査等していきますので、外国の方に対しても、より働きやすい、安心して技能を習得し、帰国されて、母国での活躍が見えるような、そういう体制が整いつつありますので、今回の改正を契機に、地元もまた意識を新たにして、水産加工業等を含め製造業全般、あるいは産業全般にわたっての好循環と人材確保に向けて一層取り組みが進むよう支援していきたいと思います。

○**髙橋但馬委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○髙橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、岩手県の若年者雇用動向調査結果等について発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋雇用対策課長 6月12日に開催されましたいわてで働こう推進協議会での若年者 雇用動向調査の結果等について御説明いたします。資料8の岩手県の若年者雇用動向調査 結果の概要をメーンとしまして、参考の資料として平成29年度岩手県の若年者雇用動向調査結果を補助的に用いながら御説明をいたします。

この調査の経緯でございますけれども、参考の資料の2ページをお開き願います。

本県では、平成28年3月卒業の県内高校生の県内就職割合が64.1%であり、また3年以内の離職率は全国平均より高い状況となっております。若年層の就職及び離職の動向を調査し、県内就職の促進、早期離職の防止に向けた効果的な取り組みを行うため、岩手労働局が中心となりまして、いわてで働こう推進協議会として、昨年度調査を実施したものでございます。

こちらの2ページには、その調査方法、調査基準日、回答結果を記載しておりますけれども、こちらの調査方法は、岩手労働局が構成団体の協力のもとに、事務局宛ての返信用封筒を添付し、在学生用と就労経験者用にそれぞれ分けて出しております。調査基準日は平成29年1月1日。回答結果としまして、平成29年3月31日現在で、在学生用は2,553枚、うち高校が765枚。就労経験者用は897枚が回答されたところです。今般この調査結果が取りまとめられ、いわてで働こう推進協議会で調査結果の概要が報告されたところですが、この報告に基づいて御説明させていただきます。

まず最初に資料の8を見ていただきたいと思います。こちらのほうの若年者調査は、在 学生調査と就労経験者調査で構成されておりますけれども、在学生調査の結果から御説明 いたします。

1番目は岩手県内学生の地元志向についてでございます。県内の学校に在学する学生全体では、第1希望の就職先として岩手県内を希望する者は約6割、57%。岩手県出身者に限ると約7割、69.2%が県内希望となっております。また、県外の出身者でも15%から20%程度の方が岩手県内で働きたいというふうに考えております。詳細なデータにつきましては、参考の資料の9ページのほうに記載しております。盛岡市と盛岡市以外ということで、出身地が岩手県で見ますと36.6%、盛岡市以外で32.6%、全体で見ても30.6%、26.4%となっております。

続きまして、資料8に戻りますけれども、その一方で、県内に本社を持つ企業につきましては、一社も知らない者が4割弱、37.3%となっております。在学区分の中で高校生が49.2%と最も多い状況になっております。こちらについては、参考資料の18ページを見ていただきたいと思いますけれども、知らないというところが全体としては37.3%でございますが、在学区分の高校を見ますと、49.2%となっております。

続きまして、資料8に戻りますが、2番目といたしまして、岩手県内学生が就職に当たって重視していることについてでございます。仕事の内容、労働時間、雰囲気、技能・能力・専門性が生かせる、自分が成長できるなどが上位となっておりまして、賃金よりも重視されております。こちらにつきましては、参考資料の15ページをお開きいただきたいと思います。上の表になりますけれども、全体を見ますと、今お話ししたとおり、それぞれの項目が数字となっております。

続きまして、資料8に戻りまして、3番目でございます。こちらは宮城県・関東を目指す学生の傾向についてでございます。就職に当たって重視していることをさらに詳しく見ますと、県内出身者につきましては、就職希望地を県内とする人と、宮城県や関東を希望する人とを比較してみますと、宮城県や関東を希望する人は、仕事内容などに加えまして、企業の規模・知名度、賃金の条件、福利厚生などについても重視している傾向が高くなっております。そちらにつきましては、参考資料の16ページの上の表をごらんいただきたいと思いますが、岩手県出身者の上2段は盛岡市と盛岡市以外で、下のほうが宮城県と関東ということに分かれておりますが、仕事の内容・職種、企業の規模・知名度、賃金の条件がよい、福利厚生がよいなどを見ていただきましても、数字が高いというふうになっております。

続きまして、資料8に戻りまして、4番目でございます。卒業年次と卒業年次前の比較についてでございます。大学、短大につきまして、卒業年次とその前の年次で比較を行ってみますと、卒業年次になると賃金や企業の雰囲気の重要度が低下し、仕事の内容、技能・能力・専門性が生かせるなどの重要度が高まっています。こちらにつきましては、参考資料の17ページに詳細なデータがございます。この17ページを見ていただきますと、上の段が卒業年次前A、そして真ん中が卒業年次Bとなっておりまして、下のグラフがB引くAということで、それぞれどのような意識変化があるかということでございます。賃金の条件がよいにつきましては、それぞれマイナスで10%以上の開きがあるというところが話題になるかと思います。

続きまして、就労経験者調査の結果についてでございます。資料の8に戻りまして、5番目、就労経験者が初めて働いた企業を選んだ際に重視した項目についてでございます。 大学生調査の場合は、就職決定前と決定後の二つの要素がまじり合っている可能性がありますので、就職決定時の状況と考えられる就労経験者についても、企業の選択理由を学歴別に分析してみますと、高校卒業では、教職員からの勧めが2割程度となっておりまして、誰の意見を参考にしたかについてもあわせて分析すると、学校関係者の与える影響が大きくなっております。こちらにつきましては、参考資料の41ページをお開き願います。右側のほうでございますが、教職員からの勧めでは、最終学歴の高校のところを見ますと20.2%、大学生4年制では2.2%となっております。

続きまして、資料8の裏面をごらんいただきたいと思います。6番目でございます。就 労経験者が初めて働いた企業をやめた理由についてでございます。仕事をやめた理由を見 てみますと、全般的に仕事上のストレス、人間関係が良くなかったが多いです。こちらに つきましては、参考資料の46ページの表に、仕事上のストレスと人間関係がよくなかった が全体のところに記載しております。

1年未満の短期間でやめた者につきましては、仕事が自分に合わないと答えた割合も高くなっております。こちらにつきましては、参考の47ページをお開きいただきたいと思います。上の表の問10、勤務期間別でございますが、仕事が自分にあわないが3カ月未満で

39.6%となっております。このことからも、割合が高くなっていることがわかります。

企業を選ぶ際には、仕事の内容、職種を重視する者が多いのですが、仕事の内容、職種を重視した者に限定して見ても、1年未満でやめた者は仕事が自分に合わないと答えた割合も高くなっております。これらのことからから、仕事内容について、若年者の認識と企業での実態とのミスマッチが生じております。

続きまして、資料8の7番目に移ります。就労経験者が初めて働いた企業をやめた理由、産業別でございます。多くの産業では、仕事上のストレス、人間関係でやめた者の割合が上位2項目を占めていますが、回答数が40人以上の産業で見ると、宿泊業・飲食サービス業では、労働時間・休日・休暇の条件がよくないが第1位で、卸売業・小売業では第2位となっております。産業別に離職理由が異なる傾向にございます。詳しくは、参考の49ページから51ページまでに書いてあります。49ページに建設業、製造業、卸売業・小売業、50ページに宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス、娯楽業、医療、福祉、51ページにその他サービス業ということで書いております。

なお、こちらにつきましては、母数40以上のものを抜粋いたしましたので、例えば農業とかは40未満でしたので、こちらについては割愛をさせていただいております。

続きまして、資料8の8番目のところに移りますけれども、岩手県内の若年正社員の賃金水準、賃金と離職の関係でございます。賃金については、岩手県の賃金水準は全国で見ると高くないのですが、初めて働いたのが岩手県である者について、やめた理由を見てみると、賃金の条件がよくなかったとする割合はそれほど高くない状況でございます。こちらにつきましては、参考資料の48ページの下の表でございますが、初めて働いた企業の就業地が岩手県の者、初めて働いた企業をやめた理由の中で、賃金の条件がよくなかったが全体で23.7%ですが、それ以上の者が仕事上のストレスと人間関係がよくなかった、労働時間・休日・休暇の条件がよくなかったというふうになってございます。

なお、参考資料の最終ページの68ページに初任給についての都道府県別データを掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

資料8に戻りまして、9番目でございます。U・I・Jターン経験者に対する調査についてでございます。U・I・Jターンした理由は、実家に戻るためが最も多いようでございます。Uターンを決意した時点では、希望に見合ったUターン先での仕事は見つかっておらず、就職先に対する不安が大きい状況になっております。こちらにつきましては、参考資料の53ページをお開き願います。Uターンをした理由では、実家に戻るが書いておりますし、54ページの気がかりだったことには、希望にかなう内容の仕事が見つからなかったこと、収入が下がってしまうことが高いというところが書いております。調査結果の概要については以上でございます。

調査結果によりますと、岩手県出身者の若者は県内で働きたいと考えている傾向が強いことや、働きやすい職場、自分が活躍できる職場を求めていることなどが明らかになっております。こうした若者の地元志向を生かしていくことが重要でございます。

県といたしましては、本年2月に策定いたしました平成29年度いわてで働こう推進方針において、働き方改革の推進等による県内就業の促進を初めとする三つの取り組み方針を掲げ、ふるさと振興総合戦略におけるいわてで働こうを実現するためのさまざまな取り組みを進めているところですが、引き続きこれらの取り組みを強力に推し進め、県内就業に向けた効果的な施策を展開するものでございます。

また、県内各界各層の団体で構成するいわてで働こう推進協議会におきまして、新卒者等の県内就業の促進など七つの取り組み目標を定め、今年度から取り組み目標に沿った具体的な取り組みが展開されることとなっております。

そちらにつきましては、資料4をお開きいただきたいと思います。県内就職、起業・創業、雇用労働環境ということで、取り組み目標の新卒者等の県内就職の促進、U・Iターンの促進、県内企業の認知度の向上、起業・創業支援の強化、働き方改革の推進、処遇改善の推進、職場定着の促進ということでございますが、特にも平成29年度に注力する取り組み内容といたしまして、高卒者の県内就職ワーキンググループの設置ですとか、いわてで働こう推進ミーティングでの提言をもとにした事業展開の検討。U・Iターンの促進については、地方創生インターンシップの支援の強化、産業人材の確保支援。県内企業の認知度の向上については、全構成団体参加のイベント等による情報発信の強化。起業・創業の支援の強化につきましては、若者や女性の起業・創業を支援。

働き方改革の推進については、働き方改革による企業の魅力アップと労働生産性の向上。 処遇改善の推進については、正規雇用の拡大。職場定着の促進については、若年層の早期 離職の改善ということで書いておりますけれども、具体的な取り組み内容、実施スケジュ ール等も一緒に盛り込んでいるところでございます。

今回の調査結果については、いわてで働こう推進協議会の場で6月12日に情報共有したところでございます。この調査結果を踏まえて、いわてで働こう推進協議会において今後意見交換を行い、工夫を加えながら、きめ細やかに対応策を検討して、いわてで働こう推進協議会や各構成団体の取り組みに反映されるように取り組むこととしているところでございます。以上で説明を終わります。

- ○髙橋但馬委員長 ただいまの報告に対する質疑を含め、この際何かありませんか。
- **〇ハクセル美穂子委員** 私がちょっと気にしている点についても、この報告の中に書かれていたので、ちょっと安心をしつつ、その点についてお聞きしたいと思います。

企業が職場環境を改善するというのは、100人以上の労働者がいる企業は、ある程度いろいろな取り組みができると思うのですけれども、例えば50人以下とか30人以下、10人以下というような中小企業にとっては、育児休業をとらせるということもなかなかハードルが高い部分があります。やはり企業体力の弱いところに対してどういうふうに支援して働き方改革というのを推進していくかというところにもうちょっと注力していかないと、岩手県では全体にこの効果が波及していかないのではないかと考えております。

育児休業に対する制度などは、岩手労働局のほうでかなりやっていらっしゃるのですが、

その制度について、末端の企業まで情報が定期的に行くような機会がないと私はちょっと感じておりまして、その辺についてこれからどのように、岩手県のほうでも手助けをしていくとか、どのように支援していくという方向性がもしあるのであればお聞きしたいと思います。

○鎌田労働課長 岩手労働局で所管しております両立支援等助成金の関係のお話になりますけれども、それにつきましては県としてもさまざまなセミナーとかそういった場を通じて、制度の周知はこれまでしてきておりますけれども、今年度につきましても、いわて働き方改革アワード2017の際にあわせて行われますセミナーでありますとか、あるいは女性活躍ということで、全庁が関連するセミナーをシリーズ化して実施しますので、他部局のセミナーなどの場でも、そういった制度の周知ということをさせていただきたいと考えておりまして、できるだけそういった制度が伝わるよう努力していきたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 そういった形でやっていただくということですが、実は私も小さい一企業の経営者でございまして、商工会にも所属して、商工会の総会などにも参加させていただくのですが、働き方改革とか育児休業制度とかというものに話題が全然いかないというのをちょっと感じております。協議会の中にもそういった商工団体の方々、それから岩手経済同友会でも、企業の経営革新という点で、生産性を向上させるということは、いずれ利益が上がってきて、育児休業とかそういった労働環境の改善につながるとしても、実際に労働環境の改善をするのだという意識を、どういうふうに企業の経営者の方々の中で醸成していくかというのは難しい部分もあるのだということを感じております。

ただ、やはり地元の小さい企業に直結しているのは商工会系なのかと思いますので、岩 手労働局もですけれども、ぜひ商工会議所のほうでもこういった支援があるというような 紹介を、いろいろなときに広報してくださるように、後押しを県のほうでもやっていただ けたら、もう少し意識が変わってくるのかと感じております。そういったことももちろん 考えていらっしゃると思うので、その辺について、どのような感じで部長は考えていらっ しゃるのかをお聞きして終わりたいと思います。

○菊池商工労働観光部長 ほとんど解決策までお話しいただいたところでございますが、 私どもはいわゆる商工指導団体の活躍によるところが大きいと思っていまして、実は一つ の例としては、こういう岩手県地域産業支援施策活用ガイドブックをつくっております。 この中にはまさに経営革新のお話もありますが、雇用の問題、労働環境の整備について、 それぞれの1枚シート型で支援策を紹介したものを商工指導団体にも御案内して配ってお りまして、これを使いながら、指導員の皆さんがバイブルとして現場の指導等に当たって もらうようになっており、実は好評を得ています。

こういったツールなのですけれども、インターネットでもわかるでしょうということも ありますが、実際はわざわざ調べないので、こういう、しかもシート型のものでお話がで きれば、個別企業とよもやま話の中からいろんな悩み事が出てきて、ではこういうのを使 うかということになると思います。これは大仕掛けに言うと、いろんな経営革新に向けた補助金等の導入にもつながりますし、職場環境の整備、あるいは労働管理部門についても、 労務管理にもつながるということで、そういったツールも我々のほうで用意して今年配りまして、指導団体の底力を上げていくという形で対応しております。

いずれにしろ、小規模事業者はいろいろな悩みを抱えていて、ともすれば日々の受発注への対応に追われているということで、指導団体の力によって、その周辺を備えると。まさに働き方改革、生産の質を上げることにつながる。おっしゃるところの雇用条件の処遇改善等につながっていくということなので、成長する、輝く小規模企業者をつくっていくために、我々も頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○工**藤誠委員** 今回の地元の就職の関係でございますが、先般産業振興・雇用対策調査特別委員会で県立福岡工業高校を視察させていただきました。その際に、いただいた資料では、平成27年度、平成28年度、それから平成29年度はまだ決まっていませんけれども、就職の割合が約9割ということで、進学よりも就職の割合が極めて高いということでございます。

平成27年度の3学年の進路状況によりますと、二つの学科があるわけですけれども、合わせて60人の卒業生で、そのうち54人、9割が就職。その中で二戸管内が8人、県内が3人ということで、11人ですから十何%ですか。同様の傾向が平成28年度もあります。それから平成29年度、これは4月20日現在の資料でございますけれども、59人の在籍者の中で、就職を希望しているのが55人ということで93.2%あるということです。その中で二戸管内は5人、それから県内が13人ということで、まだ決まっていないと思うのですけれども。

このように、就職希望が9割近い中で、地元にそういう企業がないのかもしれませんけれども、先ほどの説明では、先生の指導によって職場を選ぶケースが多いということも御説明がございましたけれども、具体的に、しっかりと地元に残すことを我々はお願いしているわけでございますので、これは商工労働観光部の関係ではないのかもしれないけれども、地元定着ということを図る上から、商工労働観光部がどういう指導、サポートをしているのか。就職支援員の配置などもあるようでございますけれども、どうしても県外に出てしまうこの実態を非常に残念に思っておりましたので、そのことについて、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○高橋雇用対策課長 県内高校生に県内の企業を知ってもらうために取り組んでいることといたしまして、委員からお話があったとおり、県では広域振興局等に就業支援員を配置して、高校との連携を強化して、県内の就職への支援を行っております。特に今年は、県内就職率が平均より低いと思われるところについては重点的に訪問して下さいと、特に強化をするように就業支援員の研修の場でもお話を申し上げたところでございます。ジョブカフェいわて等におきましては、出張セミナー、企業説明会の開催、あるいは職業支援情報の提供、就職後のフォローアップセミナーなどを開催しております。また、ものづくり産業を支える人材の育成、あるいは確保を促進する取り組みといたしまして、平成28年

度から工業系の高校に加えまして、その他の高校も対象といたしました企業見学会をモデル的に実施しており、そういった中で平成29年度は普通高校も加えまして全県へ展開し、 県内ものづくり企業への理解促進を図っているところでございます。

さらに、いわてで働こう推進協議会といたしましても、岩手県の仕事のこと、岩手で働くことをテーマにした総合イベント、いわてとワタシゴト展というものでございますけれども、9月2日、3日で開催することとしております。このイベントには、高校生はもちろんのこと、岩手県内外の大学生、短大生、専門学生などの学生や中学生、また既に働いている社会人などを対象として、岩手で働く魅力を感じて発信する場をつくることといたしまして、県内企業の認知度向上、あるいは若者の県内就職の促進、職場定着につなげていきたいと考えているところでございます。

○工**藤誠委員** 御答弁いただきましたけれども、そういうことを一生懸命取り組んでいるにもかかわらず、地元への定着がされていないということで、それほどパーセンテージは上がっていないというのが実情だと思うのです。それで、戸舘ものづくり自動車産業振興室長が何かお話ししたいようなのでお聞きしますけれども、地元に残らない、2人とか3人とか、そういう状況なので、これは過去のデータを見ますと、240社ぐらいの求人募集があるということなので、そういう中で、なぜ地元に残れないのか。その原因をどう分析されておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○戸舘ものづくり自動車産業振興室長 福岡工業高校の就職状況については私どもも存 じておりますけれども、私の所管であります製造業の分野でのお話ということになります が、一つには、先ほどの調査結果にもありましたが、地元の企業を保護者も含めてよく知 らないというのが、これには出ていると思っておりまして、製造業に関しては各地域のも のづくりネットワークなり、そことも連携を図りながら、小中学校段階からの工場見学、 あるいは公開授業ですとか、そして昨年からは、県南地域ですけれども、普通高校も含め てインターンシップという取り組みも始めてきております。

まずは、地元にそういう企業があるということをよく知っていただくことと、何よりも そこに実際に就職している先輩方から、そこで働くことの生の実感といいますか、そうい うものをきちんと高校生に伝えていくということが大事だろうと思いますので、そういっ た事業を引き続き力を入れていきたいと思っております。

○八重樫雇用対策・労働室長 先ほど雇用対策課長のほうからの答弁について、補足いたしますが、二戸地区の管内就職率でございますけれども、昨年度は35.3%でした、昨年度というのは平成28年3月卒業です。平成29年3月卒業の管内就職率というのは50.6%と、15ポイント以上の増加です。いずれ就業支援員を初め、いろいろな取り組みをして、このように上がってきていましたので、この流れを何とか今年度も続けていきたいということで、実はきのう、吉田敬子議員に対する教育長の答弁でもございましたが、いわてで働こう推進協議会のメンバーに学校関係の団体も入っておりますので、そういった中で、県教育委員会もいわてで働こう推進協議会の一員として、主体性を持っていろいろ取り組んで

いくということでございました。雇用対策・労働室としても、教育側と連携をして、この 流れを何とか続けていけるように頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いい たします。

○工**藤誠委員** 最後にしますけれども、今室長がおっしゃった数字というのは、多分一戸 高校とか福岡高校とか、伊保内高校とか軽米高校とか、その辺の全体を含めた数字だと思います。私が申し上げたのは、福岡工業高校の数字ですので、そこは現実として受けとめていただきたい。

それで、福岡工業高校の先生は、こういうふうなお話をされました。福岡工業高校に入って来られる生徒は、もう最初から就職をするということで入ってこられる方がほとんどであるということです。もう最初から電気なり機械なりそういうものを勉強して企業に入る。若干の進学もあるかもしれませんけれども、そういう仕事を目指して入ってくる。ということは、地域内の企業とか県内の企業とか、そういうことも当然頭にあるわけです。今さら認知度が低いという話も、本来あり得ないと私は思うのですけれども。それは取り組みが悪いのか、生徒たちが知らないのが悪いのかと言われればちょっと問題だと思うのですけれども、しっかりとそういうふうなものを、さらに取り組みを進めていただいて、9割の方が就職すると言っているわけですから、それを地元につなぎとめておくという努力をさらにするべきだと私は思います。

もう一点、先生がおっしゃっておられたのは、県外というイメージは子供たちにはそれほどないそうです。例えば盛岡市とか仙台市とか、それから東京都とかという、岩手県とそれ以外の県、首都圏というイメージがない。余りないということを言われると、逆に、まさに地元に残ってくれということについてなかなか言いづらいところもあるのです。しっかりとした企業を育てるということも並行して進めないと、私はなかなか地元定着というのは難しいというふうに思いますので、生徒たちの意識をしっかりと持たせることと、それから企業立地の取り組みもしっかりとしていただきたいと思いますので、所感をどなたに求めたらよろしいでしょうか。部長でよろしいですか、お願いします。

○**菊池商工労働観光部長** まず、高校生のお話についてです。振り返ってみると、私の青春時代ですけれども、岩手の企業を考えたことがあるかというと、岩手銀行ってどこが本社なんて考えたことがないのです。ですから、これだけのデータで物は語りにくいというところがありまして、もっと高校生というのは、委員もおっしゃったように、視野がもっと全然違うところにあるのも実態ではないかと。

そういった意味では、親とか、学校の先生とかが子供たちに、日ごろから地元を意識させる仕組みをつくっていく必要があろうかと思っていますので、先ほど室長からも答弁しましたが、教育現場でもそうですし、生活領域といいますか、日常の地域の生活においても、そういったことが意識できるような、まさに市町村ともよくよく連携して、それに触れていくようないろいろな場面をつくり合いながら、地元をしっかりと意識した日常生活が送ってもらえるような環境を社会としてつくっていく必要もあろうかと思っております

ので、それに向けていわて働き方協議会等を通じて、県もいろいろ支援していきたいと思っております。

また、これから若者たちがどこに意識を持っていくかとなると、賃金だったり、労働環境というのもあると思いますが、やりがいを感じさせる企業、産業の動きというか、そういったものを見せていくことが必要かと思っておりますので、委員がおっしゃるように、例えば企業誘致を進めて、目の前の働く場、何をつくっている企業かと、こんな立派なものをつくっている企業なのだというのがわかるような誘致による刺激も必要だと思いますし、地場産業、地域産業のさらなる高度化を進めていくことも必要だと思っておりますので、その辺についても努力していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○斉藤信委員 私は、今度の調査は大変よかったと思っておりますが、大変大事な実態が浮き彫りになったと。一つは、県内学生の地元志向、これが高いと。例えば高校生だけで見ると、72.3%が県内に就職したいと。大学でも41.8%なのです。高校生が地元に就職したいという希望がはっきりした中でどう応えるかと。私は、高校の県内就職率が低い、県の目標も低いということを一貫して言ってきました。今年3月末の卒業生の県内就職率は66.3%と上がりましたが、岩手県の目標というのは、平成30年度までに66.5%なのです。これは努力しなくてもいってしまう。66.5%というのは、東北6県平均が71%ですから、東北6県の平均にもいかない。こんな低い目標だったら、取り組みにならないのではないかということを私は指摘してまいりました。

まず最初に、県内の特に高校生、72.3%が県内に就職したいと。この希望に応えて県内 就職率の目標を、せめて10%ぐらい思い切って引き上げるという、こういう戦略、目標を 掲げて取り組まなかったら、真剣な取り組みにならないのではないかと思いますけれども、 いかがですか。

○高橋雇用対策課長 新規高卒者の県内就職率の目標設定についてでございますけれども、第3期アクションプランにおける目標値は、平成26年度の現状値63.4%を過去10年間の最高値である67.6%に段階的に近づけることを目指して設定したものでございます。平成28年度につきましては、岩手労働局の公表データによりますと、平成29年5月末現在66.3%となっておりまして、平成28年度の目標値である65.5%を0.8ポイント上回ったところでございます。

なお、今回の調査では、高校生以外の大学生も含めて本県出身者の約7割が今委員からお話しあったとおり、県内就職を希望しておりますので、県内就職割合を高めるポテンシャルは十分にあると感じておりますので、こうした若者の希望がかなうように、県内就職割合の向上に向けた取り組みを一層進めてまいりたいと考えてございます。

○斉藤信委員 私の質問に全く答えていないです。目標が低過ぎるのではないかと。これでは取り組みにならないでしょうと。平成30年度の目標が66.5%ですよ。これは、県内の高校生の72.3%が県内就職を希望しているその実態からも、それよりも低い目標、平成30年度ですよ、この目標。話にならないでしょう。私は言ったけれども、東北6県の平均は、

既に71%なわけです。山形県は78%、宮城県は80%です。

本会議で大事な議論がありました。社会減ゼロを平成32年度まで目指すと。3,700人です。 社会減で一番多い転出は、大学進学と就職のときなのです。この時に学生の県内就職率を 高めることをしなかったら、社会減ゼロなんていかないのです。社会減ゼロは、かなり抜 本的な目標を掲げているけれども、その一番具体的な根拠となるべき県内就職率について は、まともな目標がない。これは、私は一番の矛盾だと思います。

学校に就職支援員を配置していますけれども、就職支援員は真面目にやっていると思うのです。就職率100%を目標にやっているということは立派だ。今までは、県外でも優良なところに早く就職を決めたい、これが就職支援員の一番の目標なのです。これが悪いとは私は言いません。しかし、県内の実情、そして高校生の希望からいったら、今の現状からさらに10%県内就職率を高めようと、そういう目標を意識を持ってやらなかったら、いかないと思います。そう思いませんか。

- ○菊池商工労働観光部長 この議論につきましては、前回もさせていただいた記憶がございますが、まさに今回の意識調査結果を踏まえ、県内の高校生や若者たちがどういう志向をされているかということがよくよく認識されましたので、皆さんのその願いがかなうように、実態として努力していくということを今後も続けていこうと思っております。
- ○斉藤信委員 平成30年度まで、こんな低い目標で取り組むと言ったら、みんな真剣にならない。平成29年3月卒で大学の県内就職率は45%でした。これは、前年が43.7%ですから、これも前進しています。大学はどういう目標を掲げているかと言えば、COCプラスで55%に高めると掲げているのです。大学は10ポイント以上、県内就職率を高めようというふうに自主的に決めてやっているときに、県が県内の高校生の県内就職率を微増程度の現状維持にとどめようという、こういう感覚が私は全然違うのではないかと思います。それは、社会減ゼロの県の戦略から見たって、これでは計画にも方針にもならないのではないですか。改めてお聞きします。
- ○菊池商工労働観光部長 先ほど事務的に御説明させていただきましたが、この計画目標値の設定につきましては、過去の経緯からこのような数値に設定させていただき、アクションプランの推進をしているところでございます。そういう経過の中で、今般、岩手の若者たちの思い、志向が把握されましたので、数値云々というよりは、まさに実態としてその思いが遂げられるように、しっかりと就職支援にも取り組んでいきたいと思いますし、また社会減ゼロの取り組みというのも、まさにそれとリンクしているわけです。その一方では、国策として東京流入の問題を国のほうでも捉えておりまして、それと連動する形の社会減ゼロという取り組みとなるものでございまして、国策とどのようにリンクして展開していくか、鋭意今も考えつつ取り組んでいるところでございますが、今後も努力していきたいと考えておりますので、御了承願います。
- ○**斉藤信委員** 改めて言いますけれども、県の社会減ゼロの戦略的な目標からも乖離する し、今、県内中小企業の最も切実な課題が人材確保です。今年の高校の求人は今まで以上

にふえているのです。そして、子供たちが減っているから、県内就職率が上がるだけでは 必要な人材が確保できないのも事実なのです。せめて10%ぐらい上げなかったら、高校生 の希望も、県の戦略目標も達成できない。地元の中小企業の雇用も確保できない。そうい う実態に、今66.5%という目標が完全にずれているのではないかと。私はかなり穏やかに 言っているのです。せめて10%ぐらい上げる必要があるのではないかと。10%上げても山 形県に届かないのです、宮城県にも届かないのです。それでもそういう目標はしっかり定 めて、10%をこの1年、2年のところで上げようという取り組みにしなかったら、雇用対 策にはならないということを私は強く指摘しておきたいと思います。

一度決めた方針を変えないというのが官僚組織の一番の問題です。それが実態に合わなくなったら変えると。変な目標を途中で変えている目標はたくさんあるのです。ここにあなた方が固執していたら、雇用対策は進まないと思います。

次に二つ目、今度の調査結果で衝撃的だったのは、岩手県内に本社を持つ企業を一社も知らないが37.3%あったということです。特に高校生は49.2%です。一、二社しか知らないというのを含めると76.5%。4人に3人はほとんど知らないと。これは、衝撃的ですよね。だから、本当に地元で頑張っている企業、地元で大事な企業、これも私は小中高校からキャリア教育という形で進めていく必要があるのだと思います。私はジョブカフェー関に行ったとき、ここは市の委託を受けて小中学校からのキャリア教育をやっているのです。だから、小中学校から地元にどういう経済、どういう企業があるのかということを、やっぱり発育段階に応じてやるのと、特に高校の場合には実際に就職進路を抱えていますから、地元にどういう企業があって、どう頑張って、どういう魅力があるのかということを知らせる取り組みというのは特別重要なのではないかと。

この件で、きょうの資料の8の一番最後のところに、これは岩手労働局からの提案ということで、学校の場を活用し、岩手県内の企業を知ってもらう取り組み、1と2が学校の場を活用し、なのです。私はそういう点で、この取り組みを抜本的に強化する手だて、いわば知らないで、県外に就職しているというのが実態だと思うのです、地元の企業、県内の企業を知らないで県外に就職しているとなれば、やっぱりこの問題も打開して、県内の中小企業の魅力、そして東日本大震災津波を通じて、地元の復興に貢献したい、地元に就職したいというこういう気持ちが強まっていますので、その点具体策を含めて示していただきたい。

○高橋雇用対策課長 県内高校生に県内の企業を知ってもらうための取り組みということでございますが、先ほどもお話ししましたけれども、就業支援員の配置によりまして、県内就職の支援を行っておりますし、あとはジョブカフェ等におきまして出張セミナー、企業説明会の開催もしております。また、就職後のフォローアップセミナーなどを開催しているところでございます。また、ものづくり産業を支える人材の育成確保を促進する取り組みとして、平成28年度から工業系高校に加えて、その他の高校も対象とした企業見学をモデル的に実施しておりますし、平成29年度は普通高校も加えて全県展開して、ものづ

くり企業への理解促進も図っております。

また、いわてで働こう推進協議会におきましても、資料4を見ていただきたいと思いますが、県内就職のところに県内企業の認知度の向上と書いてございますけれども、いわてとワタシゴト展というものを9月2日から3日にかけてアイーナでトークセッション、iwaTED、シゴトビトの職場というものを開催して、高校の方、あるいは大学の方等に、ほかに岩手大学、専門学校の学生も含めまして、あるいは既に働いている社会人なども対象として、岩手で働く魅力を感じて発信する場にしていきたいと考えております。

こういった取り組みを通じて、県内高校に県内企業を知ってもらって、卒業後に県外へ 進学あるいは就職した際のU・Iターンの拡大につなげるということを引き続き若者、女 性の県内就職促進のための取り組みを強化していきたいと考えております。

ものづくりの関係につきましては、高校のほか小学校、中学校も含めましての企業見学会を県内各地域で全県に展開し、きめ細やかにこちらのほうも進めておりますので、そういった取り組みをさらに強化していきたいと考えております。

○斉藤信委員 今までの取り組みでこういう実態が出たのだから、平成29年度から新たに取り組む課題もあるかもしれないけれども、就業支援員はかなり配置されているのです。頑張っていることを私は認めますが、今まで就業支援員がそういう就職支援をやりながら、実態は76%が県内企業を一、二社しか知らない、全く知らないと答えているのです。だから、就業支援員の活動も、もっと県内企業を発掘し、アピールするということが必要だったのではないかと。本当に衝撃的な実態なだけに、これまでの取り組みにプラスアルファなどというのではなく、そこに県内就職率を高めるもう一つの可能性があるわけだから。やっぱり知っていて別のところを選んでいるのではないのです。知らないで県外へ就職している生徒たちが少なくないというのが実態でしょうから、本当にこれは、ハローワークなどとも連携をして強めていただきたい。

それに関連してお聞きしたい、自動車産業振興課長に聞きますけれども、自動車は今好調で、企業誘致も進んでいると思うけれども、ここでの人材の確保、現状と課題はどうなっていますか。

○瀬川自動車産業振興課長 近年自動車産業のほうは、昨年のトヨタ自動車東日本岩手工場でのC−HRの立ち上げとかもあって、雇用のほうは非常に安定して順調に推移しております。

一方で、今年に入ってからはトヨタ自動車東日本岩手工場の生産のほうが少し落ちついてきておりまして、そういった点で従業員の確保については、今ほぼ安定した状態にございます。岩手工場も正社員登用を進めていただいていますし、それから県内にある主要な部品メーカーも、今正社員比率が8割を超えるような安定した状況で、期間社員の正社員化も進んで、来るべき来年、再来年の大きなチャンスに力を貯えているというような状況でございます。

懸念される課題としては、来年以降、新たな車種の生産開始ですとか、そういったとき

に必要な人材をどれだけ確保できるかというところがございまして、そういった点では、 我々のほうでも企業の見学会であるとか、これは県南広域振興局とも連携してですが、今 年秋には、きたかみ・かねがさきテクノメッセという大きな工業祭、たくみ祭りがありま して、こちらのほうに沿岸広域振興局とも連携しながら、全県の高校生に見学していただ くような取り組みも進めているところでございます。

○斉藤信委員 県内の工業高校の県内就職率にでこぼこがあって、先ほど福岡工業高校の例がありました。例えば盛岡工業高校は176人が就職して、県内は80人です。水沢工業高校は106人に対して県内44人。一関工業高校は94人に対して45人。比較的頑張っているのは黒沢尻工業高校なのです。182人に対して102人県内就職。だから全体として、東北本線沿いの工業高校は5割いかないのです。その中で、黒沢尻工業高校だけがそれを超えていると。

だから私は、もっと意識性があれば、どこでも5割を超えるような取り組みにできると思います。優良な県外の就職先があるということも、これは大事なことなのだけれども、私は、努力したらさらに10%引き上げることは可能なのではないか。私は、きょうはリアルにお話ししましたけれども、そういうことも含めて、真剣にこれに取り組むようにしていただきたい。

この問題で最後になりますけれども、3年後の離職率が4割ということ。これは全国平均を超えると。そして、やめた理由というのがありますけれども、仕事が合わないと、こういうことですね。最初に感じたのとは違って、労働条件が違っていたと、そういうのもあります。こうしたミスマッチ、それは企業側の責任が私は大きいのだと思うけれども、その点ではインターンシップをきめ細かに取り組むことが必要だと。やっぱり職場を知って就職するという取り組みをもっときめ細かに進めていく必要があるのではないかと。いろんな復興創生のインターンシップとか、地方創生のインターンシップとか、高校生向けのがありますけれども、このミスマッチを解消する、インターンシップの取り組みはどうですか。

○高橋雇用対策課長 県内のインターンシップの状況ということでございますけれども、 県内学生を中心といたしまして、岩手大学が幹事大学となって、その拠点大学による地方 創生推進事業、いわゆるCOCプラス事業の構成機関による協議会である、ふるさといわ て創造協議会では平成27年度から地域企業へのインターンシップの質や量の拡大を図って、 その推進を進めているところでございます。また、平成26年度からは、岩手県立大学が幹 事大学となりまして、東北インターンシップ推進コミュニティが窓口となって、県内外の 企業のインターンシップ情報を集約し、学生が希望する時期や職種に応じたインターンシップを紹介しているところでございます。

平成28年度からは、首都圏在住の本県出身学生等の還流や、地元在住学生の地元定着の促進のため、本県企業でのインターンシップの実施を推進する取り組みを産官学で推進する、いわてで働こう推進協議会に地方創生インターンシップワーキンググループを設置いたしまして、首都圏在住の本県出身のインターンシップの支援を始めたところでございま

す。

県では、平成28年度の取り組みといたしまして、県外学生の窓口体制の整備を図るということで、インターンシップ支援窓口をジョブカフェいわて内に設置いたしまして、インターンシップアドバイザーを1名配置したところでございます。

なお、昨年度は東京都、仙台市で、首都圏等で本県出身学生と県内企業との交流イベント、こちらはふるさと若者ミーティングと言いますけれども、3回開催いたしまして、県外学生からは好評でございました。

また、若者の県内の就職を推進するために、U・Iターンをした方のアドバイス、あるいは首都圏と岩手県での住環境の通勤時間などのデータを、皆様のお手元にありますいわて就活ガイドに掲載いたしまして、岩手の優位性について多面的に紹介しております。こちらにつきましては、県外の大学、あるいは就業支援機関177カ所に配布いたしまして、また、年に2回行っておりますU・Iターンフェアや、先ほどお話ししましたふるさと若者ミーティングでも県外学生に配布しているところでございます。

さらに、皆様のお手元に、知ってる?いわてのいいところ2017いわてカレンダーがございますけれども、こちらを県内の高校3年生の卒業時に配布しております。1枚めくっていただきますと、岩手のあれこれとありますが、こちらの下の段には、暮らしやすい働きやすい岩手がいいねということで、岩手の産業のこと、あるいは東京と比較した岩手の暮らしのこと等についても触れているところでございます。岩手の産業等、食材とかいろいろ入っておりますが、最後のページ左端には、支援機関のところに、岩手県外にいながら岩手の情報をゲットということで、いわてとつながろう登録受け付けということで、こちらに登録をしていただければ、さまざまな岩手のイベント情報とかインターンシップの情報、進学後の就職活動に関する情報を提供しているというところでございます。なお、もう一枚、紙がありますので、合わせて……

- ○髙橋但馬委員長 執行部に申し上げます。答弁は簡潔にお願いします。
- ○高橋雇用対策課長 首都圏在住を対象に県内企業とのインターンシップの交流事業を 行うおかえりいわてツアーを実施いたします。8月8日でございますが、こちらで岩手に Uターンしたいという学生を中心に募集していきたいと考えておりますので、よろしくお 願いいたします。
- ○斉藤信委員 雇用対策、雇用確保は、岩手県の再生にとって、本当に中心中の中心の課題だと思います、雇用確保に成功するかどうか。そういう思いで積極的な政策方針、目標を掲げてやっていただきたい。この際、時間が迫ってきましたので、次のことについてお聞きします。

雇用促進住宅について、これは東日本民間賃貸サービス合同会社に売却になりました。 雇用促進住宅は県内にもかなりたくさんあって、一括して東日本民間賃貸サービス合同会 社に売却ということになりましたが、県内の雇用促進住宅の現在の入居状況、入居者数。 そして、今回売却された場合に、入居者の生活はどういうふうに確保されるのか、家賃は どうなるのか、そのことを示してください。

○鎌田労働課長 売却が決まりました県内の雇用促進住宅の入居状況についてでありますけれども、平成29年5月現在、51カ所の住宅がございまして、このうち119棟で入居者戸数が936戸となっておりまして、入居している世帯数だけの把握になっておりますので、ちょっと人数については把握しておりません。

入居者の今後の入居条件等についてでありますけれども、契約はこれからになりますので、詳細のほうはまだ確定していないかとは思いますが、入札公告の中では、入居者がいる物件につきましては、引き渡し後10年間は転売できないということとされておりまして、さらにその10年間では、基本的には家賃などのさまざまな条件につきましては変更しないで入居できるという条件をつけて契約すると聞いております。

- ○斉藤信委員 自治体がこれを買い取って、若者定住促進住宅などに活用している例が県内でも幾つかあって、私はそういう方向が一番望ましいと思っていましたが、これは結果として売却されました。今まで雇用促進住宅の入居者は、いわば退出を求められていたのです。全部廃止しますという国の方針でしたから。今住んでいる方々は、そういう退去を求められないと、10年間は今の家賃で居住できると、こういうことでいいですね。
- ○鎌田労働課長 そのように聞いております。
- ○斉藤信委員 最後に、中小企業の復興状況についてお聞きします。被災事業者の復興状況、最新の状況でどういうふうに営業再開、継続になっているのか、廃業がどうなっているのか。仮設店舗の状況、これが現状ではどういうふうになって、本設移行が今の現状ではどうなっているのか示していただきたい。それと平成28年台風第10号関係で、地域なりわい再生緊急対策交付金、これは大変大事な交付金だったと思うのですけれども。
- ○**髙橋但馬委員長** 御発言の途中でありますが、斉藤委員、他の委員の発言の機会を確保 するためにも、発言はまとめて。
- ○斉藤信委員 もう終わります。今28分。
- ○髙橋但馬委員長 答弁もありますので、簡潔にされるようお願いいたします。
- ○斉藤信委員 今終わるところ、質問を。

地域なりわい再生緊急対策交付金の活用状況、またその他の国の資金の活用状況なども、 わかれば示してください。これで終わり。

○高橋経営支援課総括課長 まず1点目の復旧状況ですけれども、県の復興局が毎年のように調査しておりまして、最近のものは昨年8月に調査したものになるのですけれども、これで合わせますと、全体の再開状況としては、一部再開も含めてほぼ8割が再開ということになっております。

それから、仮設店舗で営業している人たちの本設移行、それから廃業を含めての状況なのですが、これにつきましては商工団体等を通じて調査をしておりまして、今年の6月時点で、先ほども申し上げたのですけれども、商工団体加入者に関して言うと、営業継続、再開というのが71.7%ということになります。それから廃業は1,069事業所ということにな

っております。仮設店舗の関係ですけれども、本設移行をした方が、6月時点で沿岸12市 町を合わせて170事業所になっております。

それから、最後の平成28年台風第10号の地域なりわい再生緊急対策交付金の関係ですけれども、平成28年度の交付金事業ですが、今年度に繰り越して実施しておりまして、3市町を合わせて、5月末現在で261の事業者に交付金事業を実施しております。

それから、この台風災害に応じて、国のほうでも既存の補助事業を優遇採択等して三つの事業を実施しておりまして、主なものとして、小規模事業者持続化補助金というものがありますが、これが3市町を合わせて133事業者が採択されております。それから、革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業ということで、設備投資等に対する補助事業ですけれども、3市町を合わせて16件となっております。さらに、商店街の振興に関する補助事業で、地域・まちなか商業活性化支援事業というものがあるのですけれども、これについても久慈市中心部の商店街組織が補助事業の採択をされております。

先ほど本設移行170事業所と申し上げたのですが、3月末現在の数字です。

○千葉進委員 この場にいる者として、これは言っておかなければいけないと思ったので、 ちょっと時間をいただきます。

動向調査、大変御苦労さまでした。参考ということで結果を見せてもらった中で、2ページのところにあるわけですけれども、回答結果で在学生が2,553人、うち高校生765人ということで、その765人は、8ページを見ますと、2年生が100%となっておりますので、2年生を対象としたということなのだろうと思います。そして、先ほど来斉藤委員がおっしゃっている部分のところで、問5について問題になっているようですけれども、全体的にアンケートをとるときには、ぜひ言葉に気をつけていただきたいですし、また何のためにということ。単純に言えば、私が高校で教えていたときのイメージで、高校生にこのアンケートの問5を見れば、答えられません。ぜひここをきちんとしてもらいたいと思います。岩手県内に本社を持つ企業は、高校生の頭に浮かびません。岩手の文字がつかなければ、多分。岩手何とかという形で。しかもそれが企業という言葉だと、彼らはぴんとこないと思います。会社とかというような言葉を使わないと、確かにインターンシップということで企業見学とかいろんなことをやっていますけれども、これだと彼らの頭の中に浮かぶのは、先ほど部長が岩手銀行という言葉を出しましたけれども、さっき言ったように、岩手何とかならわかるかもしれない。

例えば自動車関係に進みたいといったときに、日産というふうなものを頭に浮かべる。 日産というのは、もうないなととなると、自動車関係で、俺はここには書けないなという ことになるのです。例えば県南が地元だとして、特に高校1年生の授業で私が最初にやる のは、いろんなことを知ってもらうために、新聞とかマスコミを使って、全国紙の名前を 言えという形で言うと、幾つか挙げられます。そういう中で、農業新聞だとかスポーツ新 聞も入れられてしまうのです。実際自分の家でとっているのはというと、さっきの農業新 聞とか、そういうのは知っている。地元新聞は、県南ですから岩手日日新聞が一番多いの ですけれども、その言葉自体も出てきません。ですから、岩手日日新聞社という企業であるということも、本社があるということも、彼らにとってはぴんときません。そういう面で、高校生が答えられる文章のアンケート内容にしてもらう。

それから、高校生で49.2%というのは、これでも少ないかもしれないです。岩手県内に本社を持つという前提があったから、特に自分たちの親が地元の中小企業で働いているということも、はっきり言って、これだって本社ですよね。それを本社と考えられませんから。ですから、この本社という言葉を入れた意味が私はわからないのですけれども、そのことをまず一つ聞きたいのと、そういうふうに高校生に聞く場合は、やはり内容をどういうことで聞きたいのか、それを前提にした問いの文章にしていただきたいという要望を申し上げて、部長から、本社を持つと入れた意図をお願いします。

○菊池商工労働観光部長 今回のこの調査につきましては、まさに職業紹介のプロである 岩手労働局の旗印といいますか、仕切りで調査をやっていただいたのが実態でございます が、先ほど岩手銀行という例を出したとおりで、私の昔を思い出せば、確かに岩手銀行を、 銀行が企業だと思っているかどうかも定かではないところがありました。そういうことで、 この設問がどうあればよかったかなというのは、明確な正解はないのですけれども、ちょ っと伝わりにくい設問だったかなという思いはあります。本社というふうにこだわったの は、先ほど岩手労働局が主導的に今回のプランをつくって、いわてで働こう推進協議会と してやっていただいたのですが、要するに岩手労働局が、県内就職、県外就職と分類して いる、その雇用元は本社なのです。

ですから、先ほど斉藤委員からもいろいろあって、県内に就職していないのではないかというお話がるる出てくるのですけれども、採用先が愛知県の本社だと、県外就職になるのです。工場が岩手県にあっても。なので、見かけの数値上は、本社採用で分類されますから、愛知県になっているのですけれども、職場は岩手県。ですから、まさに高校生にとっては、本社が岩手県にあるかどうか、ほとんど意味、関係がないです。岩手工場、二戸工場、一関工場に勤めようと思って行くわけですから。そういったことで、非常にはがゆい問題も一方では内在している、問題を抱えながらの実態調査ということで、できるだけ伝わるように配慮した結果、こういうような表現になってしまったと思っております。

知っているか、知らないかということはどこまで明確に客観分析できるものかどうかというのは、ちょっと言いがたいところありますけれども、ただ我々としては、斉藤委員からもおっしゃられたように、地元意識を高めていく上では、一つの物差しとして、非常に危機感を含めて大事なデータになってきたと思っておりますので、そういう受けとめでございます。

○小西和子委員 時間のないところですけれども、いわて産業人材奨学金返済支援基金に対する寄附のお願いという資料が一緒に入っておりましたので、このことについてお伺いしたいと思います。

地元定着ということから見ましても、募集人数が毎年度50名ではありますけれども、こ

れは私は画期的な支援制度だというふうに捉えております。まず、どのように学生の皆さんに広報しているかということと、それから心配なのは地元産業界、一般の寄附等ということで、いつぞやお聞きしたときは、ほとんど集まっていないというようなお答えでしたけれども、現在はどのくらい集まっているか、そのあたりをお聞きしたいので、お願いいたします。

○藤田特命参事兼ものづくり産業振興課長 2点御質問をいただきました。

1点目でございまして、学生と申しますか、対象者へのPRの仕方でございます。これにつきましては、現在も含めまして、県内の大学、また東北の理工系大学11大学、また高等専門学校2校も含めまして、キャリア支援課等の学生支援の部署に直接訪問いたしましてPR、また各商工団体等にも、学生が就職するに当たってはこういう制度がありますとPRしてはどうかということを御提案しながら進めてきているものでございます。また、Iターン、Uターンの説明会には当然のごとくやっているものです。今後ともこれは力を入れてやっていきたいと思いまして、9月15日までの締め切りで、今進めているところでございます。

2点目の寄附の状況でございます。これにつきましては、小西委員のほうから聞いたところによるとというお話がございましたが、きのう現在でございますが、15団体から1,125万円の寄附を頂戴しているところでございまして、今後いろいろな各種団体等の会合等も含めて、いろいろなところでのPR、そしてあと個別の企業訪問を増加しながら、寄附のお願いをプラスに転じていきたいと考えてございます。

○小西和子委員 対象者に向けては、直接PRしたり、商工団体にもPRをお願いしたりしているということでございます。9月15日まで、あっという間に9月15日になるのだと思うのです、あと2カ月ほどでありますので。手応えといいましょうか、そういうことがおありだと思いますので、そこのところをお聞きしたいと思います。

やはり地元産業界一般の方々からの寄附というのが、とんでもなく少ないですよね。かなり厳しいです。先ほど個別に企業を訪問するというようなお話もありましたけれども、果たしてそれで目標に達することができるのか、私は心配であります。手応えと、さらに強化することついて、再度お聞きしたいと思います。

○藤田特命参事兼ものづくり産業振興課長 まず手応えですが、県内企業からのヒアリングと申しますか、事情聴取を含めまして、現在のところ9月15日までの締め切りまでに、10名を超える人数が応募すると見込んでおりまして、今現在確実に書類が出てきているのは4名ということでございます。ただ、このうちUターンの方が3名ということで、今後就職企業の内定が進めば、現在4年生の方々からの申請がふえていくものと考えております。

次に、寄附についての御指摘でございますが、これにつきましては県内でのものづくり 産業の人材の確保、そしてUターン、人材の還流という、そもそもの制度の趣旨を丁寧に 御説明申し上げながら、3年間での目標の寄附額ということでございますので、これに向 けてあらゆる手段を講じて頑張って集めたいと思ってございます。

○髙橋但馬委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋但馬委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、昼食のため、午後1時間まで休憩いたします。

「休憩]

〔再開〕

○髙橋但馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋教育長 教育委員会審査の冒頭、大変恐縮ですけれども、先月発生いたしました教職員の逮捕事案について御報告とおわびをさせていただきたいと存じます。

本事案の内容は、県立宮古商業高等学校に勤務する男性常勤講師が、本年5月7日の夕 方に宮城県気仙沼市内のコンビニエンスストア店内での女性従業員に対する公然わいせつ の容疑で先月12日に逮捕されたというものであります。本人はその事実を認め、先月22日 に罰金10万円の略式命令を受け、即日納付し、現在は自宅で謹慎させております。

釈放後、教育委員会が行った聞き取り調査におきましても、当該講師は事実関係を認めたところでございまして、懲戒処分につきましては今後速やか、かつ厳正に行う考えであります。

教育委員会におきましては、教職員による不祥事が後を絶たない状況等を踏まえ、昨年12月から事後研修の義務づけや所属長によるコンプライアンス宣言など新たな取り組みも加え、不祥事の根絶に取り組んできており、それ以降、本事案の発覚までの間は新たな事案は発生しておりませんでしたが、再びこのような事案の発生に至りましたことに、この場をおかりいたしまして、心からおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

改めてこのような事態に至ったことを重く受けとめ、引き続き教職員一人一人にコンプライアンス意識が根づくよう、再発防止策の徹底に努めてまいります。

- ○髙橋但馬委員長 次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第15号岩手県立 学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求め ます。
- ○佐々木特別支援教育課長 岩手県議会定例議案(その2)の90ページをお開き願います。 岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明申し上げます。

この条例は、岩手県立学校設置条例の一部を改正し、現在移転新築工事が進められております岩手県立盛岡となん支援学校の位置を盛岡市から紫波郡矢巾町に変更しようとするものであります。

施行期日につきましては、平成30年1月1日から施行しようとするものであります。

- ○**髙橋但馬委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。
- **○斉藤信委員** 盛岡となん支援学校の移転新築による住所変更ということだと思いますけれども、新しい盛岡となん支援学校の新築によって、施設として何がどう改善されるのか、詳しく示していただきたい。
- ○佐々木特別支援教育課長 盛岡となん支援学校の設備につきましてですけれども、鉄筋 コンクリート 3 階建てで、ユニバーサルデザインを基本として設計しております。普通教室が35室で現在と同等。寄宿舎教室が12室で、現在よりマイナス 3 室になりますが、分教室の廃室に伴い、規模的には前と同程度と見ております。療育センターと渡り廊下で接続するようになります。それから、校舎屋内には温水プールを設置いたします。体育館は、療育センター前に設備される多目的ホールを供用することとなっております。

療育センターを利用している通学生の割合が多いことや、療育センターに入所し、分教室に籍を置く児童生徒もおります。医療、福祉、教育が一体的に活用できる機能が維持されることが必要であることから、保健福祉部とも連携をとって、一体の整備を行うこととしたものでございます。

一体的整備によりまして、これまで分教室で学んでいた児童生徒も通学生と一緒に授業を受けることが可能になり、より大きな集団での学習を図ることができることや、療育センターとの連携強化が図れることで、児童生徒や保護者が安全安心な教育環境が保てると見ております。

- ○斉藤信委員 この間の生徒の状況、推移はどうなっているのでしょうか。
- ○佐々木特別支援教育課長 現在盛岡となん支援学校の児童生徒の状況につきましては、 児童生徒数が平成29年5月1日現在で、現在本校舎に小学部が43名、中学部に19名、高等 部に26名の計88名が在籍しております。さらに、現在療育センター内の分教室には小学部 10名、中学部10名、高等部6名の計26名で、合計114名が在籍しております。そのほか、教 職員数は150名が勤務している状況でございます。

推移につきましては、数値を後ほど報告させていただきます。

- **〇斉藤信委員** 小中高等部で88人、分教室で26人ということですね。これは希望する生徒は、基本的には入学できているというふうに受けとめてよろしいですね。
- **○佐々木特別支援教育課長** 基本的には、現在在籍している児童生徒がそのまま新校のほ うに移転するということで、保護者との合意を得ております。
- ○斉藤信委員 現在の盛岡となん支援学校から移転した場合に、跡地の活用として、平成26年9月から活用検討委員会が設置され、知的障がい者の新たな独立した特別支援学校の校舎として活用すると、こういう方向が示され、平成28年度に具体的な施設整備を検討するとなっておりました。具体的な整備の中身を、今後の整備の見込みも含めて示していただきたい。
- ○佐々木特別支援教育課長 昨年度の検討結果でございますけれども、盛岡みたけ支援学校の教室不足等の問題の解消を軸としまして、盛岡となん支援学校移転後の空き校舎を活

用して、知的障がいを対象とした特別支援学校を新設する方向で計画しております。現在 平成31年度からの新設校の設置を計画し、それに向けての準備に入らせていただいている ところでございます。

○斉藤信委員 もう少し、定員を含めて示していただけますか。盛岡みたけ支援学校のいわゆる定員超過の状況と、以前に私が聞いたときには、盛岡北部地区の児童生徒は盛岡みたけ支援学校、盛岡南部の児童生徒を新設校、盛岡となん支援学校の空き校舎へと、こういうことでしたが、これで本当に希望する生徒が新学校に入学できることになるのか、定員を含めて示してください。

○佐々木特別支援教育課長 特別支援学校の対象児童生徒につきましては、小中学校等のように、現在の人口からの推移というふうな割り当てはできないので、過去の児童生徒の推移等から割り出した数値で計算して見ている数値ではございますけれども、新設校については、平成31年度以降には86名の児童生徒を入学させ、学級数としては21学級設置の考えで進めております。そうすることによりまして、盛岡みたけ支援学校のほうでは、145名の児童生徒数となり、学級数を30学級まで減らすことができますので、結果的に盛岡みたけ支援学校が平成28年度現在でマイナス15の教室の不足数が出ておりますが、それを解消することができると考えております。

先ほど委員のほうから、南部と北部のお話をいただきました。基本的にはそのような考えでおりますけれども、特別支援学校に正確な学区というふうな割り振りはございません。 現在おおよそのところで、どのような学校を選べばいいかというところを、現在盛岡みたけ支援学校に入学している保護者も含めて、今後合意を得るような相談を進めていく予定で考えております。

○斉藤信委員 平成31年度から86人と、これは小中高等部を合わせて86人ということですね。内訳もおおよそわかるのですか。

それと、盛岡みたけ支援学校は、その場合には145人になって30学級。いわば15教室の不足は基本的に解消されると、こういう話でした。小中高等部の内訳も概算でわかるのかどうか。あとは、教員増も必要だと思うのです。特別支援教育の資格を持った先生の配置ということも必要だと思いますが、盛岡みたけ支援学校から回る先生もいると思いますけれども、新たにどのぐらいの増員が新設校によって必要になってくるのか。それをどのように確保するのか示していただきたい。

○佐々木特別支援教育課長 先ほど申し上げましたように、あくまで推察での計算ではございますが、小学部、中学部はまとめて計算しておりまして77名。それから、高等部につきましては68名を想定しております。

新設校につきましては、小中学部等の振り分けのところ、総数のところしか示していませんでした。ちなみに、減らした場合の盛岡みたけ支援学校の145名という数字は、小中学部が77名、高等部が68名になるという見込みでございます。

教員の定数につきましては、教職員課との協議のもとに進めていかなければならないの

ですけれども、この児童生徒数、学級数をもとに教員の人数を出していくこととなります。 〇斉藤信委員 平成31年といったら、すぐなのです。あと2年です、教員採用の時期は。 だから、ちゃんと計画を持ってやらなかったら、教員の確保ができないではないですか。 どのぐらい必要なのか。

それと、86名の内訳が出ないというのは、ちょっとおかしいと思うのです。小中学部と 高等部ぐらい出るでしょう。もっと正確に答えてください。

- ○**髙橋教育長** 今具体的な数字ということで、手元の資料で探し切れておりませんので、 少々時間を頂戴したいと思います。
- ○髙橋但馬委員長 答弁に合わせる資料がまだそろわないみたいなので、暫時休憩します。 [休憩]

[再開]

- ○髙橋但馬委員長 再開いたします。
- **○佐々木特別支援教育課長** 学級数のほうだけについて、予定した数値をお知らせしたい と思います。

小学部の通常学級が6学級、重複学級が4学級の10学級を想定しております。中学部につきましては、通常学級が3学級、重複学級が2学級の5学級を想定しております。高等部は通常学級が4学級、重複学級が2学級の6学級を想定しております。ただし、高等部につきましては、平成31年度から入学選考で漸次入学してまいりますので、これは3学年までそろったときの想定の数でございます。全ての数がそろったところでは、合計数は21学級の想定で準備しているところでございます。

- ○梅津県立学校人事課長 特別支援学校の教諭については、標準法で学級数に応じて配置されます。新設校、それから、盛岡みたけ支援学校の学級減に伴って、どのくらいの学級数になるのかというのを推移を見ながら教員定数を決めていくことになります。それに応じて、平成31年度の採用見込み等も決定していくということになります。
- ○斉藤信委員 今学級数が出たわけです。だったら、必要な教員数が出るわけではないですか。何でそういうのをきちんと答えないの。学級数は今出たでしょう。

それから、高校は1学年からということでしたが、これは盛岡みたけ支援学校の高等部の1年から3年が移行するのはないのですか。

- ○佐々木特別支援教育課長 高等部は高校段階でございますので、盛岡みたけ支援学校と 別な学校に転校するという形ではなく、改めて1年生から入っていくというように考えて おります。小中学校については義務教育でございますので、基本的に共通の指導にのっと った教育を行うこととなっておりますので、可能な範囲で移っていただくというように進 めるつもりでございます。
- ○斉藤信委員 来年の教員採用試験も始まっているわけでしょう。だから、来年、再来年で教員を確保しなかったら間に合わないということでしょう。どのぐらい必要なのかという、それは何十何名まででなくても、特別支援学校というのは生徒数に対して教員数が多

いのよね。私は大変だと思って聞いているのです。そんなぼんやりした話で対応できないでしょう。もっとわかる範囲で答えて。

- ○梅津県立学校人事課長 新設校と、盛岡みたけ支援学校の減員による教員数については、 今手元に資料がございませんので、確認中でございます。後ほどお答えしたいと思います。
- ○斉藤信委員 進めていていい。後はいいです、僕は。私の質疑は終わります。
- ○小西和子委員 では、私からは2点お伺いしたいのですけれども、まず盛岡となん支援学校の児童生徒は、盛岡市内在住が最も多く在籍していると聞いております。移転後は通学に要する時間が増すため、登下校等に不安を抱えている保護者の方が大勢いらっしゃるそうです。さまざまな問題点について、やはり解決していかなければならないと思いますけれども、このことについて県教育委員会としてはどのような支援を考えていらっしゃるのかということがまず1点です。

それから、移転にかかわってということではなく、特別支援学校全体のことなのですけれども、卒業後の進路先の通所施設とか入所施設などですけれども、社会資源が非常に少なくて、受け入れ先の開拓が急務になっているというふうに聞いております。こういうことの情報は、もう県教育委員会はさまざま持っていらっしゃると思うのですけれども、その拡大に向けて何か取り組みをなさるのかということの2点お伺いいたします。

○佐々木特別支援教育課長 1点目の通学不安への対応についてでございますけれども、 学校のほうに依頼しておりますが、その保護者の方たちの通学に限らず場所が変わること でのいろいろな不安は当然ありますので、それぞれ保護者とのコミュニケーションを密に とって、課題を整理しながら進めているところでございます。

あわせて通学等につきましては、放課後支援等の福祉事業所とのかかわりもございます ので、そちらに対する説明等も今後さらに進めていくつもりであります。

盛岡市以外の方たちについては、今まで寄宿舎を活用しておりますので、そのまま寄宿舎を活用していくという方向でおります。

それから、特別支援学校の卒業生の就職に関しての情報等でございますが、現在はまだ 平成27年度のものではございますが、本県の状況を全国調査の数値でお伝えしますと、国 立、公立、私立、全てを含んだ特別支援学校の本県内の一般就労の就職率は29%でござい ます。これは、あくまで一般就労をした人数でございます。それ以外の生徒につきまして は、福祉的な就労を確保しているところでございます。

これらの就労に向けた情報共有の取り組みといたしましては、現在本県におきましては、 特別支援学校と企業との連携協議会というのを年に2回程度、各地区ごとに開いておりま して、中心になるのは特別支援学校なのですけれども、近隣の企業に声がけをして集まっ ていただき、現在県内8圏域で開催されて情報共有をしております。

さらに、今年度取り組んでおりますのは、特別支援学校の技能認定研究協議会の開催で ございまして、障がいという枠だけではなかなか理解していただけない生徒の実態を、あ る程度客観的に見ていただくために、技能認定会というのを開きまして、そこに企業を集 めて理解を深め、就労の枠をさらに広げていくという取り組みの準備をしているところで ございます。

○小西和子委員 では、通学等の支援をよろしくお願いいたします。

それから、就労のことですけれども、過日商工文教委員会で宮城県の支援学校を調査したときに、全員がきちんと就職していました。さまざまな指導を受けて、もう一般就労できるような、そのような体制にまで持っていくということでした。そこに入学している生徒たちは、中学校の特別支援学級から入学している方々でした。その中に、生活の訓練をするためにアパートのような、自立して暮らすための施設が4棟ぐらいだったでしょうか、ありまして、そこで自炊をしたりして、自分で何日間か訓練というか、実際に暮らしてみて、一般社会に出たときも対応できるようにしているというような学校を見てきました。一部にはそういう力をつけるための施設はあろうかと思いますけれども、鍵を渡していたというような話も聞いたのですけれども、就労に結びつけるために、そのような教育を岩手県でも特化してやっていくべきだというふうに思います。教育長に伺って終わりにします。

○**高橋教育長** 今先進地視察をなさったお話を頂戴いたしました。大変ありがとうございました。

一般就労を目指す、福祉的就労とならざるを得ない、これは子供たちの障がいの程度に よってさまざまございますけれども、一般就労を行うという場合には、生活の自立という ことも極めて大事でございます。

今本県の一般就労の割合が高い学校としては、盛岡峰南高等支援学校がありますけれども、そこの子供たちにはいろんな経験をしてもらって、社会に円滑に入っていけるような生活の指導等も行っておりますので、ただいまいただいたお話等も踏まえながら、子供たちの成長に役立つことを、いろいろ学校のほうでも取り組んでおりますけれども、今後ともそういう視点での取り組みをしていきたいというように考えております。

○髙橋但馬委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○髙橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第35号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めるこ

とに関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木学校施設課長 議案第35号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。議案(その2)の110ページをお開き願います。

議案の事件でございますけれども、盛岡市湯沢16地割15番地4の有限会社藤村小型運送 を相手とするものでございます。

損害賠償の額でございますが、2万8,324円といたしまして、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないことを和解の内容とするものであります。 損害賠償の原因でございますが、平成29年2月21日に岩手県立盛岡視覚支援学校職員が除雪機を用いまして同校敷地内の除雪作業を行った際、作業中に跳ね上げた小石が、敷地に隣接する市道に停車中の有限会社藤村小型運送所有の自動車に衝突し、車両が破損したことによるものであります。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○髙橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋但馬委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第45号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

〇永井教職員課総括課長 御説明を申し上げます。まず、教職員定数改善についてでありますが、国による定数改善計画の策定は昭和34年以降、第1次から第7次にわたり計画的に改善されてきておりましたが、平成18年度以降は、その策定が見送られているところであります。一方で、本県における少人数学級の推進につきましては、平成18年度から小学校1年生で35人以下学級を導入し、その後加配定数を活用して、小学校2年生から4年生まで及び中学校1年生、2年生と順次拡大し、今年度からは新たに中学校3年生まで拡大したところであります。

しかしながら、新学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細かな指導、いじめ、不

登校対策、教職員が児童生徒一人一人にしっかりと向き合うことのできる環境整備などさまざまな教育課題に対応し、安定した教育成果につなげるためには、国による複数年先を見込める計画的な定数の改善が不可欠であり、全ての学年における少人数学級の実現に向けた新たな定数改善計画の策定につきまして、早期に実施するよう継続して要望しているところであります。

続いて、義務教育費国庫負担割合の復元についてでありますが、義務教育費国庫負担金については、これまでさまざまな議論がなされてきたところであり、平成17年、政府与党合意において義務教育の根幹である機会均等、水準確保、無償性を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持することとされております。国の負担割合は、平成18年度から、それまでの2分の1から3分の1に変更となり、減額分については税源移譲されております。この国庫負担割合の復元については、現在のところ国おいて議論がなされている状況にはないものと承知しております。

本県としては、義務教育については地方の実情に応じた特色ある教育活動が展開されるよう、より柔軟な仕組みが検討されるとともに、その財源については国の責任においてしっかりとした措置がなされるべきと考えております。説明は以上でございます。

- ○**髙橋但馬委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。
- ○千葉進委員 単純に言います。私は委員になって今2年目ですが、最初の年に中学2年生35人と、今回は中学3年生、あとは小学校5、6年生が残っているということですので、ぜひ4年間で完結していただきたいと感じるわけです。そして、なおかつその後高校再編という状況の中では40人でやっているわけですけれども、ぜひ35人というような形でそこも持っていければ、より教育環境がよくなりますし、教職員の多忙化という部分では、義務教育費国庫負担制度2分の1復元という形の中で、いろいろな面で対応していくと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思っています。
- ○斉藤信委員 私はこの請願はいつにも増して極めて重要だと思います。というのは、今学校と教員をめぐる状況というのは大変深刻になっていると思います。いじめ、部活動、長時間労働の問題。やっぱり一番の根本は、先生方が忙し過ぎて子供たち一人一人にしっかりと向き合えない。異常な長時間労働を強いられているというのは共通の認識で、たしか文部科学省も小学校、中学校の長時間労働の実態を出しましたね。それがわかれば示してください。そして、岩手県内の教員の長時間労働の実態もあわせて、私は示していただきたいと思うけれども、抜本的には教員を大幅に増員する以外にないと。

先ほどの説明で、平成18年から教職員定数改善が見送られていると。もう11年です。11年教育環境の改善に背を向けたと、私はこう言わざるを得ないのだと思います。そういう意味では、一日も早く今の教育問題を解決するというのだったら、新たな教職員の定数改善の計画を立てるというのは当然の課題ではないのかと。

第2項目の教育の機会均等の関係で、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元なのですけれども、今加計学園の事案が大問題になって、情勢を大きく変えた人物の一人が、前川

前文部科学事務次官でしたね。実は、前川さんが義務教育担当のときに、国庫負担をなく そうとしたのです。それに彼は現職の課長として反対したのです。それで、かんかんがく がくの議論になって、結果的には国庫負担制度が残って3分の1になったということなの です。

現場の教育を預かる担当者が勇気を持ってそういうふうに主張したということが、これは小泉内閣のときでしたけれども、当時大いに議論になって、国庫負担制度が不十分ながらも残ったというのは、それ自身は貴重なことだ。だから、それを2分の1に戻すということは、財政の規模によって教育条件が変わるということがあってはならないという、これ当然のことなので、この点も私はしっかりと岩手県議会から声を上げていくことが必要なのではないかと、こういうふうに思います。質問と意見です。

○永井教職員課総括課長 ただいまの教職員の多忙化について、先般文部科学省で調査を した調査の結果及び本県における現状ということでのお尋ねでございます。

まず、文部科学省が行いました勤務実態調査の概況のみでございますけれども、これにつきましては、昨年、平成28年10月から11月にかけまして、連続する1週間を全国小中学校を合わせて約2万名余のサンプル調査ということで取りまとめがなされたものでございます。その調査結果の概要でございますけれども、まず教員の1人当たりの学内勤務時間ですが、平日のみで申し上げますと、小学校については11時間15分、それから中学校については同じく11時間32分という結果が報告になっております。ちなみに、この数字は同様の調査が平成18年度、10年ほど前に行われた調査との比較も出ておりまして、小学校については、先ほど申し上げた11時間15分というのは前回調査に比べて43分の増、それから中学校につきましては、先ほど申し上げた11時間32分というのは32分の増と、こういう時間数の増という結果が出ております。

また、持ち帰りの業務の時間などを見ましても、小学校については持ち帰りの時間が、 平成28年度については29分ということで、平成18年調査に比べて若干減っている。それから、中学校についても持ち帰りの時間が20分ということで、前回よりも2分減っているということで、在校時間はふえているけれども、持ち帰りの時間は減っているということでございましたし、それから先ほど申し上げた増減の内容でございますけれども、小学校、中学校ともに、増加分の多くを占めるのは授業による増加というような傾向となっているものでございます。

また、本県における状況でございますが、本県では県立学校の勤務実態について記録を とっております。平成28年度の超過勤務時間数でまいりますと、平均1人当たり1カ月で 26.8時間という時間が出ておりまして、昨年度、平成27年度の26.4時間に比べて若干増と なっておりまして、県の調査、文部科学省の調査、いずれも勤務時間としては増になって いるというものでございます。

○斉藤信委員 新聞報道では、80時間を超える教員が4割以上を超えていたと記憶していましたが、これは県立学校も含めて80時間という、いわゆる過労死ラインを超えた、こう

した実態も文部科学省の調査でも出ていましたが、どうなっていますか。

〇永井教職員課総括課長 月当たりの時間が80時間を超える長時間勤務の状況についてでございますけれども、県立学校のほうで申し上げますと、平成28年度については80時間から100時間の教職員がおおむね全体の3.9%ございましたし、100時間を超える時間となっている者についても全体の5.4%という数字になっておりまして、合わせますと80時間以上になっている教員の平均の割合は9.3%という数字になっているものでございます。

また、文部科学省調査における長時間勤務の状況でございますけれども、80時間を超えるラインでの結果でございますけれども、小学校が33.5%、それから中学校が57.7%という報告になっております。

○斉藤信委員 文部科学省の調査では、小学校で33.5%、中学校では57.7%ですか、80時間を超えて、こんな比率で長時間している産業というのはないのではないかと思うぐらい、私は深刻な状況になっていると思います。県立高校の場合は9.3%ということで、これは約10%ですよね、10人に1人ということで。これまた実数で、教員の数で見たら大変深刻な数になると思うのです。そういう意味で、根本的には、やっぱり定数改善で、国のレベルで教員をふやす以外に、これは解決の道がないわけであります。自由民主クラブにも、ぜひこの点では御賛同いただきたい。終わります。

○千葉伝委員 斉藤委員から話があったからというわけではないですけれども、この問題については、少人数学級という部分については、先ほど県が順次学年を拡大しているということで、今の世の中、子供が少ない等々からすれば、私はそういった部分はこれからも進める、こういうことで、その少人数学級を進める上での学校の先生の必要な分は確保すべきだろうと、こういう思いでいます。私の知っているところでは、加配の分が全国約6万5,000人ぐらいいると、こういうことなのですけれども、実際に県内の加配の人数はどの程度になっているか、これはちょっと質問です。

先ほど斉藤委員がおっしゃったように、これまでの学校、指導体制をやっていく上で、11年間新たな定数改善計画が決められていない、計画が立っていないと、ここがまた問題だと、こういうふうに私も思います。したがって、国のほうでの調査等もあわせた上でのきちっとした将来的な定数というか、学校の先生方の計画を進めていただくべきだろうと、こういうことであります。

ただ問題は、制度として、三位一体改革の中で、平成18年に小泉政権のもとで2分の1から3分の1に削減というのか、下げられたと、こういうことで、下げられたこと自体が問題だと、こういうことを言いたいのでしょうけれども、実際上は三位一体改革というのは地方と国との関係で、地方のほうから、この制度そのものとして、一つは税源の移譲という分も考えた上で2分の1から3分の1にしたと。いわゆる地方からの声に合わせて3分の1にしたと、こういうことと私は聞いていますので、それをまた返せ戻せと、こういうことは、さっき言った三位一体改革をもとに戻してということが可能であれば、もう一度議論した上での話になるのであれば、そういったことで進めればいいかもしれません。

現状の部分で、ただただもとに戻せと、こういう主張は、税源の移譲等の点から考えれば 問題があると、こういうふうに思っています。

- ○荒川小中学校人事課長 国からの加配定数ということでございますが、小中学校で言いますと、国は6万4,000人の大体100分の1が本県のほうに加配定数として来ますので、毎年640人前後の加配定数があります。そのうち少人数学級等に振りかえる少人数指導加配につきましては、今年度は434人いただいているところでございます。
- ○千葉伝委員 加配の数については、それくらい必要なものとして配分になっていると、こういうことでお聞きしました。加配という分については、特にだめという話ではなくて、進めている分ですから、私はそれを言っているわけではなくて、必要な定数としてのものは、むしろ加配というよりも、通常の定数で割り当てが行くようなやり方にしていくべきだろうと、こういうふうな思いをしております。

いずれ少人数学級の子供たちに対しての計画的な教職員定数改善を推進すると、このことについては、私どもも大賛成で、斉藤委員から、ぜひという話があって、私どももこれは賛同します。

ただしということで、請願項目の2の制度の負担割合を2分の1にするということについては、先ほど言ったとおり、国との関係からすれば、賛同しかねるということでございます。

○髙橋但馬委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋但馬委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

[「項目ごとに採決」と呼ぶ者あり]

○髙橋但馬委員長 本請願については、項目によって意見が異なります。

御承知のとおり、本県議会先例では、請願中採択できない項目があるときは、当該事項を除き採択することとして一部採択を認めております。ついては、項目によって意見が異なる委員がいる場合には、項目ごとに採決を行うものでありますので、御了承願います。

初めに、本請願の中で、請願項目の1を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**髙橋但馬委員長** 起立全員であります。よって、請願項目の1は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の2を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

○髙橋但馬委員長 起立多数であります。よって、請願項目の2は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませ

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋但馬委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、 事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○髙橋但馬委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたい と思います。

これについて、御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋但馬委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋但馬委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって、教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。 この際、何かありませんか。

○千葉進委員 たくさんいるようですので、簡潔にさせていただきます。

四つぐらいあるのですが、まず一つ目、学校図書館等のさらなる整備拡充についてということで、学校教育課総括課長名で5月12日付の学校宛ての文書が出ているものでありますけれども、中身としては、2017年度の新聞購入及び活用状況調査についてということで調査をしたということのようですけれども、これについて、ざっくばらんに言うと、国から県にはどれぐらいのお金が来ることになっているのか、それを初めにお願いします。

- ○佐々木特命参事兼予算財務課長 国のほうからの地方財政措置の予算状況の関係でございますが、これは文部科学省のほうで、4紙を高等学校の目安としているということで、地方財政措置を行ったということではございますけれども、最終的には地方交付税でということになっているのですが、具体的な措置の額というもの、幾ら来ているというものは示されていないところでございます。
- ○千葉進委員 多分お手元に資料が当然あるだろうと思います。財政規模として、5カ年計画で2,350億円、単年度で471億円という中で、地方財政措置という形で出されているはずですけれども、これは、ではいつ来るのですか。そして、地方財政措置といいながら、当然学校のほうに行くのだろうと思うのですが、そういう予定はどういうふうに考えているのか、お願いします。
- ○佐々木特命参事兼予算財務課長 これがいつ、どのくらいということでございますけれ ども、地方交付税ですので、地方財政計画というものの中で、4紙、幾らというような算 定式があって、それで標準的な需要額が積み上がって、その後は自治体の中での歳入とあ

わせての差額という形で地方交付税が来るような形になっておりますので、最終的には平成29年度はそういう算定で入っていることにはなっておりますが、基本的には、地方交付税は補助金とは異なりまして、ひものついたものではございませんので、幾ら配付ということが今決まっているというものではございません。

○千葉進委員 十分それはわかっているのですけれども、出している文書がこういうふうになっているわけでしょう。学校図書館ガイドライン別添1に基づいて学校図書館における図書館資料の充実に配慮願いますと。配慮しようとして、いろいろなことをやっているはずですし、また5月12日付の文書では、新聞だという前提だとしても、教育企画室から配分されている予算を活用し、図書館に新聞を複数紙配備し、児童生徒の教育活動に積極的に活用されますようお願いしますという文書が出ているわけです。当然、では新聞をもし買うとしたならば、4紙という形の中で、規模によってそれぞれ予約したとして、そのお金はどうすればいいですか。

○佐藤高校教育課長 地方交付税とは別に、県としまして各学校に新聞を含めた図書購入費というのを当初予算で組んでおりまして、それを配分し、各学校ではその予算内のところで新聞も含めて図書の購入をしているところでございます。

○千葉進委員 それは十分わかっています。私も図書を担当したことがありますから、県費で新聞を買うということも当然わかっています。これだと、充実してください、配備してくださいという内容ですから、学校のほうではこれはいいということで、新たに注文したりしたときがあったとしても、いつ予算が来るかわからない状況の中で、今ある県費で払うということになれば、赤字になってしまいます。現場にとっては見込みも何もないのですよ。だって、新たに注文していいわけでしょう。

○佐々木特命参事兼予算財務課長 先ほど高校教育課長のほうから答弁があったように 図書費という形で各学校に購入費が行っているという部分のほかに、通常の学校の管理運 営費という形で、学校長の裁量である程度使えるというものも行っておりますので、そう いう中で、3紙買っているところ、4紙以上買っているところもあり、学校によってさま ざま違いはあるというふうに承知しております。

○千葉進委員 承知していますのは、いいのです。県費以外にも、私費でも当然買っているわけです。学年で集めた中で、例えば進学資料ということで、3年生だったならば各クラスで1部ずつ買うというような形で、論説とか社説を参考にしていろいろやるために。そういうふうに各学校でもそれぞれ工夫している状況の中で、これが来たならば現場は喜んで、ではそれを使えるのだなとかということだってあるわけです。そういう説明がない中で、あるいは将来的に本当に来るのかわからないということで、今言ったとおり学校裁量、それも十分わかっています。ただ、ここにはきちんと、財政規模で学校図書館への図書の整備、新聞配備、学校司書の配置について、それぞれ5カ年で計画が出されている、しかも金額も出されている。はっきり言えば、県教育委員会のほうで財政課に、文部科学省から来たのだからよこせと、県教育委員会のほうでもらってほしいために言っているわ

けです。そういう面で、その努力をどう考えているのか、そこを聞きたいと思います。

○佐々木特命参事兼予算財務課長 委員御指摘のとおりでございます。この文部科学省からの通知とかスキームというのは、今年3月のあたりに正式に示されたところでございまして、今年度の当初予算という部分では、措置しておりませんので、先ほど説明しているような裁量経費ですとか、通常から渡してある部分で対応していただくというのが現状でございます。今後学校等の状況も伺いながら、平成30年度予算に向けて検討してまいりたいと考えております。

○千葉進委員 それはぜひ頑張ってもらいたいのですが、最後に平成30年度ということですが、平成29年度の部分にはならない前提みたいなのですけれども、ぜひそういったところは考えてもらいたい。ここにはあくまでもあるわけですよね、平成29年度から平成33年度の策定と。今年度が本来入っているわけですので、来年度からと言う以前に、今年度から何ぼでもというような意気込みで、ぜひそこは頑張ってもらいたいですし、それを学校現場に少しでもおろしてもらいたい。

特に、最後には学校司書の配置という部分もあるわけです。私はかねがね学校司書のことでもお話をしています。本来なら司書教諭、ここの部分からも言いたい部分があるわけですけれども、それにしても、せっかくこうやって出されたものを、先ほどの請願とのかかわりもありますけれども、ぜひそういったところについて教育長、何か一言、考えをいただきたいと思います。

○高橋教育長 地方財政措置が講じられたという部分については、それぞれの行政分野においてしっかりと受けとめて、それを具体的な県の予算に反映させるということは、これは極めて大事なことだなというふうに思っております。

一例を挙げますと、新聞図書について申し上げますと、県立学校の場合は4紙ということになっていますけれども、本県では71%の学校で4紙以上とっておりまして、ただこれもほかのところも含めて、あとは学校規模もありますので、そしてまた学校の実情等をお聞きしながら、補正等を含めまして必要なのかどうか、それは今後の課題にさせていただきたい。ただ、冒頭申し上げましたとおり、基本的な姿勢というのは、ただいま申し上げたとおりでございます。

○千葉進委員 ぜひ御努力をよろしくお願いします。

あとは淡々と聞いていきます。あと三つありますが、一つ目、先ほどの部分とかかわるのですが、35人学級が中学校3年生までできました。あとは小学校5年生、6年生、ここについて、この後どのような形で今考えられているのか、お伺いしたいと思います。

○荒川小中学校人事課長 小学校 5、6年生への少人数学級の拡充についてでございますが、小学校では少人数指導、いわゆるチームティーチングや習熟度指導も十分機能しておりまして、数々の学校公開研究会等も開催されて、少人数指導に対する現場からの要望も多いところでございます。この少人数指導の加配を 5、6年生に振りかえて少人数学級を実施しますと、大体50名程度の定数増、学級増が見込まれるところでございます。その分

少人数指導から50名振り替えるということで、少人数指導の加配が配置になる学校が50校程度減るという状況になりますので、その辺につきましては慎重に検討してまいりたいと思います。今年度、各市町村の教育委員会、それから校長会等へアンケート調査等も実施して、それらの調査結果も参考にしながら、検討の材料にしてまいりたいと考えております。

○千葉進委員 詳しい部分については、あとの方々も質問するかと思いますので、ぜひ前向きにということです。

二つ目は、部活動についてですが、教職員の多忙化というところで、あえてお聞きしたいので、よろしくお願いしたいのですけれども、部活動への外部指導員の導入ということを、今岩手県教育委員会ではどのような形で捉え、またどうしようとしているのか。私は、余り賛成ではないのですけれども、特にも学校教育の中での部活動という観点から見た場合、練習試合とかいろんな場に、ほかの方に指導、引率をしてもらうというようなことは非常に危険を伴うと思っているのですが、そういう部分について、今後どういう進捗状況になっているのか、現時点も含めて教えてください。

○荒木田保健体育課総括課長 部活動指導員でありますけれども、国が3月14日に発表し、4月1日からの施行ということで法改正をしまして、部活動指導員の名称並びに職務の位置づけをしたところでございます。それにつきまして、本界では今のところは、まだ部活動指導員の配置はしておりません。今後の取り組みにつきましては、今年度中には国が示すガイドライン、部活動の時間でありますとか、そのような部活動指導員のあり方等が示されるところでありますので、それも含めて慎重に検討しながら、適切に対応していくというような考えでございます。

○千葉進委員 他県がどうなっているのか、私は情報がないですけれども、ほかの県でどうなっているのか。あるいは専門部、例えばバレーですと、監督は学校職員でなければいけないとか、教員という部分は職員という言葉を使っているようですけれども、それが変わっていくようにもしなるとすれば、時間もかかると思うので、そういうほかの専門部の団体、競技団体、そういったところとのやりとりなんかはどうなっていますか。

○荒木田保健体育課総括課長 他県の取り組みにつきましては、私が聞いたところでは6 県ほどのところで先進的に取り組んでいるという情報はございます。詳しい取り組み、ど のような位置づけでやっているか、ちょっとそこまでは把握していないのですが、やって いるところはあるということは認識しております。

それから、専門部につきましては、高等学校体育連盟のほうでは引率は教員ということで、部活動の指導員は認めていないという情報はあります。

○千葉進委員 ぜひそこは慎重に、いろいろな方々の意見を聞いて、やっていっていただきたいと思います。

最後に、例年ですと8月上旬あたりに学科改編が発表されるかと思います。高校再編絡 みで、一応来年度部分はのせられているにしても、それを今度どういう形にしようとして いるのか。例年だと8月の上旬、中旬あたりに発表になるかと思いますけれども、ちょっとそこのところを教えていただきたい。

○藤澤高校改革課長 平成30年度の学科改編のことでありますけれども、例年ですと8月の上旬の商工文教委員会に案をお諮りするということでございまして、例年どおりとするような形で進めております。現状では、平成30年度の再編計画に盛り込んでおります学科改編、それから学級減、現在7校ございますが、現状ではまだ慎重に検討しているところであります。8月の上旬に例年どおりお諮りしたいと考えております。

○千葉進委員 最後になります。この場には当然出てこないと思っていましたけれども、 最後の文言にあったとおり、今年度の高校の入学試験で高校生がどれだけ入学し、そして 地域がどういうふうな形でその高校を存続するためにやっているのか、そういったところ を加味するという文言があったはずですので、そういったところを参考にしてもらいなが ら、慎重に審議していただきたいと思います。そこはよろしくお願いいたします。教育長、 何かありましたら。

○高橋教育長 ただいま高校改革課長から予定については申し上げさせていただきました。いずれ閉会中の常任委員会での調査がいつ行われるかと、そのタイミングを捉えて我々も対応させていただきたいというように思っています。

新たな再編計画の策定に当たりまして、学校統合もそうですし、それから学科再編、それから学級減、それぞれ県民の皆様からさまざまな御意見を頂戴いたしまして、統合の場合には平成30年度までの入学者の状況、それから学科改編、学級減については前年の入学の状況を踏まえてということで、当初12月に公表したときから、より丁寧な対応をすることにしていました。その辺を十分に見きわめながら、現在検討しているところでございますので、基本は再編計画に沿った形ということでございますけれども、我々も十分検討していきたいというふうに考えております。

〇千葉伝委員 私は一つだけお伺いしたいと思います。教職員の処分に係る事案ということで、県議会議員各位宛て、平成29年6月19日付、県教育委員会事務局教職員課永井総括課長名で届いたものです。中身は、県北の教育事務所管内の中学校の女性教諭が、平成28年8月10日の夕方帰るときですか、退勤後に普通乗用車を運転して、久慈市内で運転操作を誤って走行車線にはみ出し、対向進行してきた被害者の普通貨物自動車と衝突して、相手方に加療約4週間を要する右膝蓋骨骨折の傷害を負わせたと、こういう事案であります。この文の中身として、1番は処分が結局は戒告と、こういうことで、処分の理由は地方公務員法違反ということで、概要はさっき言ったとおり安全運転義務違反だと。括弧して軽傷事故と、こうあります。

2番のほうには、児童生徒の健全な心身の育成を担うべき教職員がこのような不祥事を 発生させ、教育に対する県民の皆様の信頼を損ねる事態となり、心からおわび申し上げま すと。本件につきましては、本日ということですので、6月19日に記者発表を行いますの で申し添えますということで、これは記者発表した中身かということ。聞きたいのは、不 祥事という部分が、どういうものを不祥事と言っているのか。冒頭教育長からあったような、あれこそ私は不祥事だと、そういうふうに明らかにわかるような事案であればあれですけれども、これは交通事故の範囲だろうと。確かに相手をけがさせているということはわかりますけれども、聞きたいのは、軽傷事故とこれが言えるかどうかを含めて、不祥事というこの言葉がふだんどういう格好で使われているか、そこを確認したいと思います。

○永井教職員課総括課長 御指摘をいただきました6月19日に私の名前で議員の皆様に報告した交通事案処分の件でございます。これに関して、今般懲戒処分を決定したということで皆様方に通知を差し上げたのでございますが、懲戒処分のもととなる原因というのは多種多様でございますが、委員御指摘の不祥事というものについて、どういうカテゴリー、どういう概念があるかということでございます。個別列挙的にこういったものが不祥事であるというものをはっきり明示しているというものは多くはございませんで、それは起こした事案ですとか社会的な状況、その他地方公務員であれば、今までに起こされた処分の実例、他県の状況なども総合的判断して、それが地方公務員法あるいは関係法規に抵触する事態かどうかということを個別に判断した上で、当該案件が不祥事かどうかというものを個別に量定をしてまいるものでございます。

今回の事案につきましては、既に御案内いただきましたとおり、交通事案の事故ではございましたものの、やはり安全運転義務違反ということで、相手方もございまして、相応のけがを負っているということ、それからやはり交通安全というものにつきましては、一種県民運動のような形で撲滅、減少について取り組んできているという今までの経緯もございますので、県教育委員会といたしましては、これまでこういう交通事案で事故案件については、やはり何らかの形の処分ということで検討してきた経緯がございます。今回もその事案と同様に安全運転義務違反、それから4週間、相手方に加療させたということ、それから運転操作を誤ったというようなことも踏まえて、今般このような処分を決したものでございます。

○千葉伝委員 わかったようでわからないという、要するにその不祥事というものの決め 方みたいなものは、特に規定されているということではなくて、その事案ごとで決めてい るというふうな答弁ということで聞きました。

それで、例えば冒頭の教育長がおわびされた中身は、みずから起こした本来的な不祥事だと私は思っております。問題は、交通事故にも軽度なものから重いものまでいろいろあると思いますが、交通事故の場合に、この4週間の加療というのが軽症事故かどうかは、これもまた判断ということで、4週間までは軽症だよと、それ以上になれば重傷だとか何か決めているものがあるのかないのか。やっぱり処分するのであれば、きちっとした考え方、決め方があってしかるべきではないかと思っています。

この教職員を私は擁護とか何かということではないのですけれども、過去、これからも 交通事故は起こそうと思ってやっているわけではないと。これは、そのときそのときの状 況があるかとは思うのですけれども、そういったときに、これはちょっとはみ出したと、 こういうことで、本人の責任もあるかもしれないけれども、きちっとした、この程度はこうだとか、処分の仕方というものを、教育委員会だけでこれを決めているという話になるのか、県庁の中で、こういうものにはこういう処分をするということがあるのかないのか。ちょっとそこも確認したいと思います。

○高橋教育長 何点かの御質問、意味を含んでいるのではないかというふうに思います。 一つには、県民の皆様の信頼を損ねる事態となった、そんなに大事かと、言葉は適切では ないかもしれませんが、そういうこと。それから、あと懲戒処分も含めて、懲戒処分以外 の処分もございますので、その量定の決め方が適切かというこの2点の観点でお答え申し 上げたいと思います。

不祥事、すなわちこれは一般的には法令に抵触するような行為を起こしたこと、これがいわば不祥事と言われていることだと思います。そして、委員からもお話がございましたように、これは重大な不祥事案と、それから軽度な不祥事案、これはそれぞれあろうかと思います。今回の案件も、これは罰金刑を受けておりますし、行政処分も受けています。ということで、過去それぞれについて、これは教育委員会だけではなくて、知事部局においても、地方公務員法に照らして懲戒処分をしてきているということでございまして、結果的に戒告ということで、懲戒処分の中でも一番軽い量定でございます。ということで、その辺のバランスを見ながら決めております。

それから、この表現でございますけれども、不祥事が教育委員会において頻発してきていた事態の中で、過敏になってこういう表現を教育委員会ではしたというように認識しております。ただ、いずれ交通事故については、車を運転している限り、誰しもその可能性はあるわけでございまして、事故が起こらないように、一人の教訓にするのではなくて多くのみんなの教訓にするというような意味で、我々組織的にその責任を捉えながらやっていこうという思いをこういう表現にしたということでございまして、今後その辺、めり張りついた情報提供のあり方ということを含めて対応させていただきたいというふうに考えております。

○千葉伝委員 いずれ不祥事が続いていたと、こういうことで、また交通事故で相手にけがをさせたということで、不祥事という表現を使ったということ。学校の先生は、そんな表現までされたと、こういう話を言っているか、言っていないかは別にして、言いたいのは、整合性とか公平性と、こういう部分で、同じような事案が起こったときにはこういう処分でやっていますと。それから、もちろん発表もしていますと。そういったことで、県教育委員会からすれば、先生の交通事故であれ、相手をけがさせたと、こういう分については、そこの学校あるいは教えている子供たちにも伝わる可能性はもちろんあるだろうと。こういうことからすれば、やはりきちっとした形でやるべきだろうと、こういう思いで、ちょっと気になったので発言させてもらいました。

いずれ児童生徒の健全な心身の育成を担うべき教職員がと、こういうことで、これが飲酒してという話であれば、これはもうとんでもない話で、誰も厳罰にする話でいくべきも

のだというふうに思います。言いたいのは、そういったあたりをきちっとやってもらえばということです。

○高橋教育長 ただいま委員から御指摘いただきました内容につきましては、まさにそのとおりだと思っています。県教育委員会においては、処分に当たりまして、まさに公正、公平というのは、極めて大事だというようなことを考えておりまして、標準処分例というものをつくっております。そこは教職員にも明示しております。そういった標準処分例に従って、けがをさせたということで戒告ということで、これは過去の処分例、それから現在つくっている処分例に応じても、処分自体は適切だったと思います。いずれ先ほども申し上げましたように、今後事案に応じた情報提供の際の表現の仕方等を含めて、適切に対応させていただきたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 私からは、県立図書館についてお聞きしたいと思います。

県立図書館は市町村の図書館等々連携支援などもやっていらっしゃるはずなのですけれ ども、今年度の企画、それから実施状況についてお聞きしたいと思います。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 県立図書館の市町村図書館への支援のお尋ねでございますが、県立図書館による市町村立図書館支援というのは、県が担うべき最も重要な役割の一つでございますが、主に五つの領域で捉えております。一つ目は、本のやりとり、協力貸し出しでございます。二つ目が運営支援、三つ目が共同調査研究、四つ目がその他、いろいろ相互に協力し合うことを推し進める、私ども相互協力の推進と言っています。五つ目が人材育成支援でございます。

平成28年度の取り組み実績でございますが、例えば運営支援の中には団体や市町村立図書館等に本をまとめて貸すというような団体貸し出しというのがございますが、昨年度、市町村図書館に県立図書館から貸し出された団体貸し出しの回数は20回、冊数にいたしまして1万7,537冊となっております。同じく公民館図書館に対しては17回、1万3,782冊となっております。また、相互貸借、協力貸し出し、お互いに貸したり借りたりする実績でございますが、昨年度、県内において、県立図書館から貸し出された件数は1,036件、逆に県内から借り受けた冊数は890件となっております。

- **〇ハクセル美穂子委員** 平成28年度は、主に本のやりとりを市町村の図書館等とやったというような御答弁でよろしいですか。ほかに共同調査とか人材育成というような支援も考えてはいるけれども、平成28年度に関しては本の貸し出し、団体貸し出しというものに注力して、そこの部分でやっているというような答弁でよろしいですか。
- ○佐藤生涯学習文化財課総括課長 説明が足りませんでした。ほかにも共同調査研究の取り組みにつきましては、トラブル対応の事例集を県立図書館と市町村立図書館で一緒にまとめたという実績がございますし、人材育成支援につきましては、県立図書館の職員が市町村の図書館に出向いて研修会を行ったというような実績もございますが、回数についてはちょっと手元の資料を探しかねてございますが、そういったところでございます。
- **〇ハクセル美穂子委員** では、平成29年度も同じような形でやられているということでよ

ろしいでしょうか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 今年度も同様に、職員研修会あるいは訪問指導、団体貸し出し等、同様の取り組みを進めております。

〇ハクセル美穂子委員 県立図書館には、県職員の方、それから指定管理者が配置している方が担っている部分と、業務内容の中でもさまざま分かれているようですけれども、市町村との連携ということに関しては、どちらが実際の業務についてやっていらっしゃるのか、その点について。そして、なぜそういうふうに決めたのかという点についてもちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 先ほど申しましたとおり、県立図書館による市町村立図書館の支援というのは、県の担うべき重要な役割でございますが、特に人材育成支援等につきましては、基本的には県が担うべき事業というふうに捉えております。現在図書館には9名の県が派遣している職員がおりますが、市町村訪問等を通して運営支援等に当たっております。ただ一方で、図書館サービスのプロとも言える指定管理者につきましても、その持つ力量の活用ということは重要なことと捉えておりまして、その指定管理者の持つサービスのさまざまなノウハウを活用するため、指定管理期間が3カ年で、今年度が2年目でございますが、今回は求める業務内容に市町村立図書館等職員研修への講師派遣の協力という項目を新たに位置づけまして、指定管理者が市町村立図書館と連携、協力を強化できる体制を整えたところでございます。

○ハクセル美穂子委員 私がなぜこの質問をさせていただいたかというと、業務内容の事務分掌も私も見させていただいて、市町村図書館との連携支援に関する企画リスト、おっしゃるとおり県職員の方がやられていると。ですが、指定管理を受けている株式会社図書館流通センター(TRC)は、県立図書館の指定管理よりは、どちらかというと市町村図書館の指定管理の実績がおありの指定管理者だと。この間常任委員会で県立図書館にお邪魔した際も、このような情報をお聞きしました。であればこそ、TRCというか、指定管理者の方のほうが市町村図書館で必要とされているニーズというのを把握されているのではないかと思うのです。その中で、事務分掌の中にもあるのですが、一緒にやるような内容のところ、例えば図書館資料の選定なんかは県の職員の方もやりますが、指定管理者のほうは図書資料の選定作業への協力というふうな感じで明記されているのです。ですが、市町村との連携に関しては県のほうの業務であるというふうな形で書かれていて、指定管理者が持っているノウハウというものをちょっと発揮できないような感じになるのかと。

なぜそういうふうに思うのかというと、私も市町村の図書館に行って、実は読み聞かせのボランティアもしていまして、きょうもやってきましたけれども、小中学校で読み聞かせするときに、1、2年生に読む本、3、4年生に読む本、すごく勉強している方はすぐ選べるかもしれませんけれども、基本的に小中学校でボランティアで読み聞かせに行く方というのは、地域の方だったり、PTAの方だったりというわけです。初めてやるときというのは、どういうふうに選書したらいいのかというのがわからない。市町村図書館にそ

ういったことに詳しい方がいるときはよかったけれども、実は異動してしまったとかとなると、結構その市町村図書館のレベルも上下するものだなというのを実際に感じていまして、こういう部分において、県立図書館ではきちんと読み聞かせの方々に対応するようなコーナーを設けていらっしゃいますし、ノウハウがあるということは明らかなことですので、そういったものを市町村の図書館のほうと連携して、それこそ支援するということも非常に重要なことなのではないかと感じています。

特に学力の向上には本を読むということが非常に重要であって、学校のほうでも読み聞かせに力を入れているところもありますし、読書をするということで学校図書館の活用というのにも力を入れていますので、そういった部分に県立図書館のノウハウというか、大きなすばらしい図書館ですので、そういったものが波及していくような形で市町村の図書館との連携、支援というもの、企画とかの実施をもうちょっと積極的にやっていただけないかというような提案も含んでの質問でした。この辺について、今のところは貸し出しなのですが、技術支援みたいなものも、今後考えていっていただけたらという部分をお願いしつつ、その辺についての考えを最後にお聞きしたいと思います。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 少し舌足らずで大変失礼しておりますが、指定管理者の持つノウハウということにつきましては、昨年度の実績によりますと、市町村等からのニーズに応じて、例えば図書の照会や検索対応など、いわゆるレファレンスサービス、今お話をされた選書のことももちろんそうですし、児童サービスについて、製本技術、あるいは壊れた図書の修理方法の講義であるとか実技など、そういう研修のニーズを受けて、記録では18回ほど市町村に指定管理者も出向いているというようなことで、非常に多様な研修機会が持たれておりまして、指定管理者のサービスのノウハウが直接提供されている状況にあると捉えており、かつ関係者からも高い評価をいただいているところでございます。

そもそも県が図書館の運営方針を策定して、それに基づいて指定管理者は運営をするというような指定管理の大きな構図なわけでございますので、県がリードしながら、かつ指定管理者のノウハウを最大限に活用して、よりよいサービスの提供、あるいは市町村との連携を今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

〇ハクセル美穂子委員 そうであればこそ、図書資料の選定作業のあたりでは、指定管理者の業務としても協力というようなことも明記されていますので、市町村図書館との連携に関しても、そういった協力というのを指定管理者の業務分担というか、業務内容の中に入れていってもいいのかという感じもしておりますので、ぜひその辺についても、今後検討課題として検討していただけたらと思います。

○工藤誠委員 私は、いつもどおり北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録について、まず最初にお聞きしたいと思います。まさに今ですけれども、ことしのユネスコの世界遺産委員会がポーランドのクラクフというところで開かれているということでございます。そして、日本からは「神宿る島」宗像・沖の島と関連遺産群が推薦されているわけでござ

います。イコモスからは全部の遺産の登録は難しいというような勧告も出されておりますが、日本とすれば、全部の遺産が世界遺産登録になるということで頑張っているようでございます。7日から10日にかけて、その結果が出るという報道もございますので、ぜひその吉報をといいますか、いい結果を待ちたいと思っております。

そういう中で、次が長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産が既にイコモスのほうに も行っているわけでございまして、ことしの国内推薦がどういうふうにして選ばれるかと いうことが大きな課題になっております。

それで、確認でございますけれども、私のほうではちょっとわからないのですけれども、ことしの文化審議会のほうに出された推薦書は、北海道・北東北の縄文遺跡群と、それから金を中心とする佐渡鉱山の遺跡群、それから大阪府の百舌鳥・古市古墳群、この3候補ではないかと私は思っているのですが、県教育委員会はその辺をどのように確認しているのかということと、この三つだとした場合に、暫定リストに一番最初に載ったのはどこかということです。それから、この三つの中からいずれ、私は三つだと思っているのですが、一つ選ばれて、ことしの国内推薦が決まるものということで捉えておりますが、それを再確認させていただきたいと思います。

○鎌田文化財課長 北海道・北東北の縄文遺跡群については、この3月末に推薦書案を文化庁に提出したところです。今回推薦書案が出されているのは、明確な形で文化庁から連絡を受けているわけではないのですが、工藤委員がおっしゃったように、金を中心とする佐渡鉱山の遺跡群、百舌鳥・古市古墳群、そして北海道・北東北の縄文遺跡群の3候補になっているというふうに聞いております。3候補の中から7月末の文化庁の審議会で、文化庁そして国の推薦遺産が決定されるということになっております。

北海道・北東北の縄文遺跡群につきましては、今度5回目のチャレンジということで、今度こそはということで4道県で取り組んでまいったところでありまして、昨年7月末に文化庁から出された九つの課題を解決して、4道県担当者あるいは専門家の御意見を聞きながら推薦書をつくってまいりました。今回は、いずれこの指摘を受けて、わかりやすい推薦書とするために、北海道・北東北の縄文遺跡群の価値及び特徴が端的に伝わる構成及び説明内容とすることに努めております。今度こそは文化審議会世界文化遺産部会の委員の方々には、この内容が十分に伝わるものと確信しております。

暫定リストに最初に載った資産は何かということでしたが、北海道・北東北の縄文遺跡 群が最初に載っております。

○工藤誠委員 ちょっと意地悪だったら済みませんけれども、平成21年に北海道・北東北の縄文遺跡群が載っていますので、あとの二つは平成22年ですので、一番早いのだということを言ってほしかったわけですけれども、それはいいとして。

今鎌田課長がいろいろ私が聞こうとしたことをお話しされていましたので、あえてこの 8カ月間の取り組みについては、一生懸命頑張られたのだろうというふうには思っていま す。いろいろお話も聞いていますので、あとは国のほうも一生懸命地元に足を運んだりし て、4道県との調整もしていただいているところで、本当にありがたいことだと思っています。

話せる範囲で結構でございますけれども、今回出された推薦書、案と言ったらいいのでしょうか、このことについて、所感をお願いします。話せる内容で結構です。前回と比べてどういう感じのものなのか、我々は見ることができないわけだし、結果が出るまで公開できないわけですから。所感で結構ですから、どういうものなのか、お願いしたいと思います。

○鎌田文化財課長 前回の推薦書案と変わった点、先ほどわかりやすい内容というふうにお話ししましたが、とりわけかねてから指摘されていたのは、縄文文化というと東日本全体に広がっているのに、なぜ北海道、北東北なのかということをうまく説明せよということで、多くの専門家の皆さんから意見を伺いまして、縄文文化の価値を証明するための、他の文化圏との比較を忠実にさせました。特に縄文の始まりから1万年以上にわたりまして、津軽海峡を挟んだ一つの文化圏として示すことが可能であると。この地域というのは、トチやクリなどの堅果類や、サケやマスなどの水産資源に恵まれておりまして、北方ブナ帯を中心に大きな村が集中的に立地して、しかも現在まで良好な状態で保存されている。それによって、長期間同一地域での生活が営まれたことにより、精神文化の発達を示す環状列石や周堤墓などの大規模な記念物が集中的に存在している。これが北海道、北東北の大きな特質であるということをわかりやすく御説明いたしましたということであります。

○工藤誠委員 この件については最後の質問にしますけれども、いずれ例年であれば7月下旬ということで、去年は7月25日に文化審議会が開かれて結果が発表されたわけですが、現時点で文化審議会が開かれる日程を把握されておられるのか。把握されている場合は教えていただきたいのでありますけれども、もしも把握されていないのであれば、我々はどういうツールで開催日程を知ることができるのか。県教育委員会は多分一番早くその日程を確認できるかもしれませんので、その場合に、いつ文化審議会が開かれるかということは、少なくとも当委員会の委員には教えていただけるのか、そのあたりをちょっと確認したいと思います。

○鎌田文化財課長 7月末ということで今まで御説明しておりましたが、残念ながら文化審議会世界遺産部会の日にちはまだ発表されておりません。文化庁のほうから、ルートとしましては事務局の青森県に通知が真っ先に行きまして、青森県からこちらに連絡が来るということになっておりまして、日にちが決まり次第、委員の方々にはお知らせしたいと思います。具体的にどのようなルートでマスコミにお伝えするかということについては、ちょっとこれは検討しておりますが、いずれできるだけ早い段階で皆様にお知らせするようにしたいと思います。

○工藤誠委員 いずれわかり次第、速やかにお知らせください。あとは、結果を待つしかないのでありますので、その結果を待っていたいと思います。

2点目でございますけれども、先般産業振興・雇用対策調査特別委員会で県立福岡工業

高校のほうを調査させていただきました。それで、この学校で校舎の建てかえ計画が進んでいるわけでございますけれども、どのようなスケジュールで進んでいるのかということと、工業高校なので、電気科と機械科がありますが、昔の発電機とか、電気の回路の仕組みの実習の教室とか、あとは機械科のほうですか、旋盤の機械とか、そういうものもありました。校舎自体だけではなくて、そういう機械も更新されるとお聞きしてきましたので、具体的にそういうものの中身、事業費なども含めてお知らせいただきたいと思います。

○佐々木学校施設課長 福岡工業高校の建てかえの件でございますけれども、もともと耐 震性がないということで、耐震の改築の計画にのせていたものでございます。残念ながら、 復興等の事業が優先されまして遅くなったというような状況がございますけれども、今年 度設計予算を組みまして設計に着手したところでございます。

事業費につきましては、大体26億円ほどを予定しておりまして、平成32年度までかけて 事業を行うというようなスケジュールにしております。

それから、事業の主な内容でございますけれども、管理教室棟、それからその一つ裏に ございます電気システム科棟、この2棟を解体いたしまして、同じ場所に建てかえるとい う計画としているものでございます。

施設関係につきましても、必要な施設で活用できるものにつきましては見きわめながら ということにはなりますけれども、学校の要望等を聞きながら、更新について検討してま いりたいというふうに考えております。

○**髙橋但馬委員長** 午後3時になりましたが、工藤誠委員の質疑終了後に休憩したいと思います。

○工藤誠委員 耐震性がないということであれば、早急に取り組んでいただいて、生徒たちの安全を図っていただくのは当たり前のことなわけですので、進めていただきたい。できてから53年ということで、私が高校生になる少し前にできたような学校なわけで、私たちのときには電気科が2クラス、機械科が2クラス、それから電子科が1クラスで、非常に立派な学校であり、かつすごくあこがれの学校でもあったということであります。それが今2科1クラスずつということで、非常に残念なのですけれども、いわゆるものづくり産業、岩手県の県北から青森県南、それから一部秋田県のほうまで、そこまで含めて人材を集める、そして人材を育てるということで、広域的に当時は応援をして建てていただいた学校でございますので、絶対になくしてはいけないわけでありますし、応援もしなければならないわけでありますが、いかんせん中学校卒業予定者の減少傾向が今後続くという中で、今回の建てかえは、いわゆる現在の高校再編計画には福岡工業高校の学科再編とか校舎制の統合は入っていませんが、次期計画なども進んでいくと思うのです。ゼロ歳からの子供の人数ももうわかっているわけですから、そういうものも加味してこういう改築などを考えておられるのか。ただ単に現在の規模をそのまま改築されようとしているのか、そのことをちょっとお聞きします。

○佐々木学校施設課長 福岡工業高校の建てかえの規模でございますけれども、基本的に

はなかなか子供たちの人数がふえていかないという状況がございます。一方で、耐震化につきましては喫緊の課題ということで、速やかに耐震改築もしくは耐震の補強を終わらせなければいけないということでございまして、現在の建てかえの計画でございますけれども、現在の規模を基本とした建てかえということになっております。今後の高校の再編等の方針につきましては、その中で検討されることになると考えております。

○工藤誠委員 これで最後ですが、さっき商工労働観光部の際にも、福岡工業高校のことについては発言させていただいたのですけれども、ものづくり人材となる約9割が毎年就職をしているという、地域を含めて、そういう技術を持った生徒を育てている学校ですので、今後もしっかりとその辺は、先ほど申したように広域的な人材育成もございますので、十分御配慮されて、今後いろんなことを取り進めていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

○高橋但馬委員長 この際、10分間休憩いたします。

[休憩]

[再開]

○髙橋但馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐々木特別支援教育課長 先ほど斉藤委員から質問がありました点についてお答えさせていただきます。

盛岡となん支援学校の児童生徒数の推移でございますけれども、平成25年度が116名、平成26年度が111名、平成27年度が118名、平成28年度が121名、そして先ほどもお伝えしましたが、今年度、平成29年度が114名となっております。

それからもう一点、新設校の現段階で想定している人数でございますが、総数86名のうち小学部は31名、中学部は17名、高等部は、先ほどもお伝えしましたが、開校時に全員ではないのですが、3年生までそろった段階で38名を想定しております。

○梅津県立学校人事課長 教員数についてですが、先ほど手元に数字がなくて、どたばたして申しわけございませんでした。

先ほどお話ししたとおり、教員数については標準校によってクラス数、そのクラスのさらにもととなるのは児童生徒数ですが、それに基づいて県全体として何人というふうに決まるものですが、新設校ができる見通しの平成31年度には、平成29年度、ことしと比べて県全体として特別支援学校では35人ふえる見込みです。盛岡となん支援学校の跡地の新設校と、盛岡みたけ支援学校の減員によるものについては、これはあくまで試算でしかないですけれども、新設校については58名前後、それから盛岡みたけ支援学校は30名ぐらい減員になるという見込みでございます。

○斉藤信委員 高校再編計画、来年度の学科改編、そして学級減の計画が8月1日の常任 委員会に提案される予定です。私は6月に葛巻高校、そして葛巻町役場に行ってまいりま した。葛巻高校は、ことし51人の入学生ということで、今までになく入学生がふえて2学 級規模を維持したと。これは、高校自身の大変な努力もありますし、葛巻町は1,000万円の年間予算を葛巻高校の支援ということで出していて、スクールバスや通学補助、そのほか大学受験のための塾の受講費用だとか、本当に大変な支援をしておりました。こういう取り組みが効果を発揮しての今年度51名ということになったのではないかと思いますが、葛巻高校、そして葛巻町のこういう取り組みについて、どういうふうに受けとめ、評価をしているのでしょうか。

これは町ではないのですが、株式会社岩手くずまきワインの支援なのですけれども、ドイツ研修というのが毎年ありまして、去年も6名、教師1名がドイツで研修して見聞を広めて、ワインのつながりがあるようなのですが。だから、ことし入学した生徒の中には、大学に入りたいと、ドイツに行きたいと、こういう希望を持って近隣からも入ってくる。こういうことで、本当に魅力のある高校づくりがされてきているのではないかと。

あともう一つは、山村留学の話がありました。ことし3人入ったのです。3年間で6人です。今町は学生寮を建てると。今はちょっと遠い、くずまき高原牧場のくずまき交流館プラトーというところが宿舎になっているので、もっと自転車で通えるような、そういうところに学生寮を町として整備をしたいと、そういう検討が始まったし、あと驚いたのは、町の学習塾を高校生を対象にやりたいと。これは北海道の足寄町が学習塾をやっていて、やっぱり入学生をふやしている、実績も上げているのです。こういう全国的な取り組みも学んで、葛巻町と葛巻高校は大変意欲的に地域でも誇れる、そういう学校づくりになっているのではないか。

この点で葛巻高校、葛巻町とどういう意見交換をしてきているのか。そして、8月1日 には具体的な計画が出されると思いますけれども、恐らく提案される前に教育委員会議で の合意の上に出されるということになるので、この教育委員会議はいつ予定されているの か。この間、教育委員会議での検討はあるのかないのか、このことを示してください。

○**藤澤高校改革課長** 葛巻町との意見交換ということでございますけれども、まずは昨年度、計画を策定後にも、これは葛巻町に限らず県内の全市町村、教育委員会、高校を回って計画の内容について理解をいただくようお願いしております。

今年度に入りまして、葛巻町とは4月中旬、それから6月中旬に、葛巻町教育委員会教育長、あるいは葛巻町長とお会いしまして、ただいま委員からも御紹介のあったような事業についてもお話をいただきまして、町からは現在の2学級を維持していただきたいということや、少し長期的なスパンで考えていただきたいという旨の要請はいただいたところでございます。

それから、その後の予定ということでございますけれども、まず委員からもお話がありましたように8月上旬に例年であれば商工文教委員会の開催があるので、そのような機会を捉えて平成30年度の学級編成について御審議いただきたいと思っておりますし、その前に7月中でございますが、これも例年であれば、7月中旬に教育委員会定例会がございますので、まだ議題は確定してございませんけれども、日程は決まっておりまして、その場でその内容を審議していただくことになろうと思います。

○斉藤信委員 葛巻高校は、来年70周年なのです。70周年の歴史の節目を迎えるときに、まさか学級減などという計画を私は出してはならないと、この実績からいってもそう思います。その点で最後に教育長にも所感をお聞きしたい。

○高橋教育長 70周年という話がございました。我々当然学校の設置者でございますので、 そういう節目があるということも十分踏まえつつ、これまでの入学者の状況、それから小 学生、中学生の在籍状況等、さまざまな面を考慮いたしまして再編計画を策定したという ことでございます。

葛巻町におきましては、学校教育は地域振興の中心的な存在だというような思いもございますし、それから産業振興等を含めまして、消滅してたまるかというような思いでさまざまな取り組みをなさっているというように承知いたしております。それで、学校に対しては、これは委員からもお話がありましたが、学校自身もいずれ魅力的な学校をつくろうということで頑張っております。葛巻町との連携のもとに、さまざまお互いに協力し合いながら、今があるというように思っております。

ただ、入学者が51人ということで、定員80人ですので、大きな欠員があるこということもまた事実でございます。ただ、近年の状況を見ますと、こうやって入学者がふえたというのは大きな成果と捉えることも必要かというような、その点も含めまして、現在検討を行っているところでございます。さまざまなファクターを含めまして、教育委員会の中で議論し、いい方向性を、これは葛巻高校だけではなくて、全体的な高校再編計画をしっかり進めるというようなことも含めまして、取り組んでいきたいというように考えております。

○斉藤信委員 葛巻高校については連携型の中高一貫教育もやっていて、英語、数学では

先生方同士が交流して高校の先生は中学校にと、こういうこともやっております。そうい う点で、地域と学校のこういう努力と成果を踏まえたものにぜひしていただきたい。

二つ目の問題に入りますが、きょう7月5日は矢巾町の当時の中学校2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺をして、ちょうど2年目であります。新聞報道でも、特に矢巾町教育委員会の取り組みが、きのう、きょうと紹介されておりました。矢巾町では、町内の小中学校ごとのいじめ対策委員会を毎月定例化して、子供や保護者から寄せられた情報の共有化などに取り組んでいると。その結果、4月、5月のいじめ認知件数は前年度の倍の32件と。いわば感度が大変高くなっているのだと思います。さらには、校長会も毎月開催して取り組んでいると。当該中学校では丸2年が経過して、さまざまな講演会や集会なども行われたようであります。

そこでお聞きしますけれども、東北各県では引き続きいじめ自殺事件が続発しているのです。私は、だから岩手県は2年連続という深刻な事態があったのですけれども、それから2年たちました。いじめ、自殺というのは、ある意味、学校教育の中では、こういう事案が発生し把握した場合には、最優先で取り組まれるべきだと。子供の命、安全第一という、こういう取り組みが一番大事だし、そのためには学校教職員も本当に情報を共有できる、協力できる体制というのが学校に確立されることが必要だし、父兄の協力というのも必要だと思いますが、この点について、この2年の間でどういう取り組みが行われ、どういう改善が行われたのかを示していただきたい。

○**菊池生徒指導課長** 委員御指摘のとおり、7月5日で、当該中学校の事案から2年になります。矢巾町の取り組みはもちろんでございますが、過去2年間、滝沢市、矢巾町とあったわけでございまして、特に矢巾町の事案があってからは、平成28年度の取り組みの重点として、教職員のいじめの認知を積極的に行うことが一つ。それから、情報共有をきちっと行うことが必要であることが二つ目、そして三つ目については組織で対応すること。これについては、昨年度、県独自でフォローアップ調査をしたところでございますが、この3点は、県内の小中高校でほぼ100%に近い実施となっております。

そして、両市町と県独自のフォローアップ調査、この結果を分析いたしまして、およそ 九つのカテゴリーに分けましたが、その中でも特に今年度につきましては、県教育委員会 としましては自殺予防という部分の共有。それから、二つ目とすれば、関係者への適切な 情報提供と連携、そして三つ目として、児童生徒の取り組みの推進、この三つを掲げまし て、県立学校長会議、それから、各地区で行われます小中学校の校長研修講座等を含めて、 その部分の周知徹底を今図っているところでございます。

○斉藤信委員 学校の先生の長時間労働というのが背景にあって、先生に何でもお願いするというのは酷なところが客観的には私はあると思うのだけれども、しかし学校では子供の命、安全という、この立場を徹底して貫くべきだと。それが矢巾町の事案の最大の教訓と言ってもいい。

私は改めて矢巾町の調査報告書の概要版を見ましたけれども、担任に対して生活記録ノ

ートで何度もいじめや死にたい、そういうことを訴えながら、担任の対応にとどまったと。 これは本当に残念なことで、その背景には、気軽に相談できないような学校の側の体制が あったのだと思うのです。その点では、本当に学校全体が、いじめ問題については今の学 校教育のある意味最優先課題の一つという形で、緊張感を持って取り組む必要があるので はないか。

それで、私は改めて読み直して、この調査報告書は16カ月も徹底した審議を通じてまとめられたものだけれども、結論がこうなのです。いじめと希死念慮および自殺との関係で、いじめが希死念慮をもたらした少なくとも一つの原因になっていたと認定すると。しかしながら、最終的な希死念慮の表明と見られる記述は必ずしもない。結果的に、自殺の主要な原因を特定することは困難であり、いじめが自殺に対してどの程度の影響を与えたのか断定することはできないと認定したと。

16カ月かなり徹底した調査をやって、結論として、いじめの原因を断定できなかったと。 私は大変残念な結果だと。逆にいくと、いじめがなかったら、この子供は自殺したのだろ うかと。あれだけの期間、1年生から2年生にかけて生活記録ノートでいろんな訴えをし ていて、直前の3日間の記録がないとか、情報がないとか、それだけで断定できなかった というのは、本当に被害者の立場に立ったものなのかと。例えばきょうの新聞では、こう なっているのです。いじめを苦にみずから命を絶ってからと、こう書いているのです。調 査報告書からいったら、こうは書けない。断定できなかったと。

これは、県教育委員会に聞いても仕方がないので、第三者委員会ですから、滝沢市の事案もある意味突発的な自殺でした。それでも滝沢市は、自殺の一因という解明をしました。そういう意味では、第三者委員会のあり方が全国的にも問われているのです。矢巾町は矢巾町で努力した結果ですけれども、やはり全国的にも、さまざまな形の第三者委員会の報告があって、さらにその報告が覆るという例もたくさんあります。全国的なそういう取り組みも踏まえて、今後の第三者委員会の取り組みというのをさらに発展するように私は求めたい。これは私の意見だけにとどめておきます。

次、第3点ですけれども、教育勅語の問題についてお聞きします。突然安倍内閣が教育 勅語を学校教育で使っていいという、こういう答弁書を閣議決定したのです。私は驚くべ きことだと思います。実は、教育勅語というのは昭和23年、衆参両院で教育勅語排除に関 する決議、教育勅語失効に関する決議が挙がっているのです。排除、失効です。その中身 は、根本理念が今の憲法に合わないと。主権在君、天皇のための道徳を説いたのが教育勅 語であって、基本的人権、人格の完成を目指す憲法や教育基本法には相反するということ で、こういう決議が出されたと。私はこういう教育勅語の復活を許してはならないと思う けれども、この点についてどう考えているのか。文部科学省から何か通知なり連絡はある のかお聞きしたい。

○佐野義務教育課長 教育勅語についてのお尋ねでありますが、教育勅語に関する記述に つきましては、現在小学校、中学校、高等学校等で使用される社会科及び地理、歴史科の 教科書において、当時の時代背景をあらわす歴史的事実の一つとして取り上げております。 本年3月31日に閣議決定された答弁書では、教育勅語を我が国の教育の唯一の根本とする ような指導を行うことは不適切であるとされたと承知しております。

現在の我が国の教育指針は、委員御案内のとおり、現憲法の精神を踏まえた教育基本法に基づいたものとなっており、本県における学校での教育勅語の取り扱いについても、このような経緯等を十分に踏まえる必要があり、社会科等の授業の一資料として取り上げる場合であっても、社会的事象の理解を深めるために取り扱うものというふうに考えております。これに関する文部科学省からの正式通知等については、来ておりません。

○斉藤信委員 私は、安倍内閣の異常性を示すものだと思います。教育勅語を教育の場で使ってもいいなどというのは、本当に国会の決議はどうなるのかと。そこに厳しい批判がさきの東京都議会議員選挙でも指摘されたと思うけれども。

最近ですけれども、教育関連の17学会の会長が声明を出しました。教育勅語使用に反対する声明です。教育関連の17学会といったら、ほとんどの教育関係の学会です。今まで声明を出したことのない学会も全部出しました。それほど危機感を持って、この問題に対応されています。教育長の見解をお聞きします。

○高橋教育長 具体的には、ただいま課長が答弁したとおりですけれども、教育長として の私の考え方を申し上げさせていただきたいと思います。

実は、この教育勅語の問題がクローズアップしたというのは、やはり森友学園が大きかったかと。非常に違和感を覚えました。この教育勅語は、明治23年に天皇主権のもとで学校教育のあり方の根本基準として日本国全体に勧めるということになって、そして結果的に戦争に突き進んだというような、そういうことに結果的にはなったのかと思います。委員からお話がありましたように、衆参両院で昭和23年に排除、失効決議がなされているということでございまして、現在の教育の基本というのは、憲法それから教育基本法ということでございますので、これを根本基準によもやするというようなことは、現在の日本の社会の実情に合っていないと捉えております。

〇斉藤信委員 立派な答弁でした。ルーツが森友学園という、これが大変大事なことで、 あれがすばらしい教育だといって名誉園長にまでなった人がいるわけだから。そのルーツ から見ても、これは本当に許されない。

それで、関連してもう一つ、学習指導要領の中で銃剣道というのが、今度入ったわけです。驚くべきことです。銃剣道などというのは、県内で今まで何かありましたか。きょうのしんぶん赤旗の社会面に出ているのだけれども、自衛隊の銃剣道の訓練中に死者が2人出ている。自衛隊がやってはならないと私は言わないけれども、そういう訓練で既に2人死者が出ていると。こんなものを学校の活動の中で認めるなんということがあるのかと、大変私は違和感を感じたけれども、銃剣道というのは県内の学校でやったことがあるのどうか。これをやるような体制はもちろんないと思うし、やる必要もないと思うけれども、いかがですか。

○荒木田保健体育課総括課長 銃剣道につきましては、今回の学習指導要領で例示として示されたところでございます。かつては柔道、剣道、なぎなたとかいうのは例示されましたけれども、新たに銃剣道が示されたということでございます。本県では銃剣道を学生時代にやったことがある方が、銃剣道の指導者講習会に行って、それを受けて授業をやってくれといって、5、6時間やったという事例はありますが、それを年間を続けてやっていることはありません。

○斉藤信委員 銃剣道を今の学校教育の中でやるなどという時代錯誤があってはならないと思います。そして、実際自衛隊の中でも、私が紹介したように、死者が出ているような、こういうものですから。

最後にお聞きしますけれども、きょうの新聞で報道されましたけれども、いわての学び 希望基金のことで、たくさんの、約88億円の寄付が全国から寄せられた、これは大変貴重 なことだと思います。この基金が震災で困った方々のために使われることは大事だと思う けれども、この記事の中で一つ私が気になったのは、2017年度の予算編成過程で給付対象 を大学院生にまで広げるように県教育委員会は要望したと、しかし財政課から認められな かったと、こういうことですね。

今大学院というのは、例えば岩手大学の工学部でも半分以上は大学院へ行くのです。だから、ある意味大学院というのは、特別な学生が行くというものではないのです。2人に1人ぐらい行ってもおかしくない、そういう形になっているので、県教育委員会がこれを予算要望したというのは正しかったと思うけれども、財政課が何でこれを断ったのか。そして、震災と関係のないところにこのいわての学び希望基金というのを、逆に言えば使われてはならないと。もっと被災者の学習教育の保障に最大限使われるべきだと、こういうふうに思いますけれども、いかがですか。

○鈴木企画課長 いわての学び希望基金を活用しました給付型の奨学金についてでございます。昨年度、今年度の予算編成過程で、県教育委員会といたしましては、大学院に対しても支給対象にならないかということで財政課のほうと折衝させていただいたところでございますけれども、具体的なニーズ等があるのかといったようなところにつきまして、具体のアンケート調査等をやっておりませんでしたので、そういったところに議論として入り込めなかったということがあって、財政課のほうからは、では来年度の要求に向けて引き続きやっていこうということで、今年度の予算については見送られたところでございます。

今年度、対象となります学生にアンケート調査をしておりまして、今取りまとめ中でございますけれども、一定数のニーズはあるものと把握をしております。そういったようなデータ等をもとにしまして、また来年度の予算要求におきまして財政課等々と協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

それから、その基金の趣旨につきましては、お話がございましたとおり、被災地の子供 たちが社会人になるまで、息の長い支援が必要だというふうに考えておりますので、条例 等に掲げられている基金の趣旨ですとか、あとは寄附者の御意向を踏まえながら、状況の変化ですとか、被災地のニーズ等に対応できるように、来年度の予算編成に向けまして、 復興局等とも協議しながら、必要な事業を行ってまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 これで終わりますけれども、当初はどのぐらいこの基金が集まるかわからないという中で、遺児、孤児が対象でした。その奨学金も、この間拡充もされてきました。これはよかったと思います。同時に88億円という一定の善意が集まった中で、遺児、孤児に限定するだけでいいのかというのもあるのではないかと。被災者の概念というのはもっと広いわけですから、被災者の低所得者、そういうところの子供たちも大学なり専門学校への進学なりの保障というのも、私は対象としては検討する価値があるのではないかというふうに思います。ただ広げるのではなくて。やっぱり教育の保障というのは、恐らくいわての学び希望基金の最大の使命でしょうから、そういう検討をぜひして、必要なところにはきちんと積極的に活用できるようにしていただきたい。最後に聞いて終わります。

○鈴木企画課長 いわての学び希望基金の活用に当たりましては、最も支援が必要である 遺児、孤児の方々に対する支援をまず優先的に考えて進めてきたというところだと思います。 寄附をいただいた方々の意向も、まずはそこにというふうな意向があったのかと考えております。 ただ、東日本大震災津波から時がたちまして、さまざまな課題も出てきておりますし、いわての学び希望基金の活用に当たりましては、寄附者の意向に寄り添うことも重要であると考えております。 あとは条例上の範囲の中でどう整理するかということも課題であるというふうに考えておりますので、今後関係部局間での調整も必要になるかとは思いますけれども、県教育委員会といたしましては、被災地の子供たちが未来に向かって成長していけるように、教育環境もしっかりと整備していくことが大事だと考えております。

○小西和子委員 私からは、最初に全国学力・学習状況調査、岩手県小・中学校学習定着 度状況調査の事前練習についてお伺いしたいと思います。

全国学力・学習状況調査の実施要領には、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であるというふうに明記されております。そして県教育委員会は、いわゆるテスト対策として調査実施等、直前に指導することは調査本来の趣旨を損ねることから厳に慎むこととの文書を市町村教育委員会を通じて各学校に通知しているというふうに承知しております。それにもかかわらず、事前練習が行われております。全国学力・学習状況調査や岩手県小・中学校学習定着度状況調査の小学校、中学校別の事前練習の割合の推移を伺います。

○中島学校教育課総括課長 お尋ねの事前練習についてでございますけれども、以前に出した県教育委員会からの通知につきましては、過去の学力テストの問題の活用に関して、日常の指導の一環として学習計画に取り入れて指導することは推奨しているところで、い

わゆるテスト対策として直前に指導し、正答率を向上させるような活用の仕方は慎むよう に求めたものでございます。

御質問の事前練習の割合の推移につきましては、県教育委員会としての調査はしておりませんので、お示しすることはできかねる状況でございます。

○小西和子委員 これはあるところで調査したものですが、全国学力・学習状況調査につきましては、小学校で74%、中学校で31%、前年度よりも上昇しておりますし、岩手県小・中学校学習定着度状況調査のほうは、小学校では何と87%、中学校では47%、大きく上昇しているというふうに報じられております。教育事務所とか市町村教育委員会、校長からの事前練習を行えという指示が年を追うごとにふえてきているというふうに聞いておりますけれども、県教育委員会ではそのことを把握しているのでしょうか。把握しているのであれば、どのような指示を出しているのか伺います。

○中島学校教育課総括課長 いわゆるテスト対策が過度に行われている状況でありますと、やはり調査本来の趣旨が失われることにもなりますので、そういった本来の趣旨に沿う形での実施を推進していく必要があろうかというふうに思います。県教育委員会、教育事務所、それから校長等からの指示があるということも含めまして、それについては情報を得ておりません。

○小西和子委員 どこでもやっております。県北教育事務所では、3月から4月にかけて 学習指導の充実として、取り組み例を挙げて事前練習を指示しております。一関市教育委員会では、教育長が学力向上に当たり、2年生に平成28年の全国学力・学習状況調査の問題を解かせる。つまり3年生に向けてということで、これは中学校の事例でございますし、 それから盛岡教育事務所は目標を設定、この辺になるとどうなっているのだと思いますけれども、数字を設定いたしまして取り組んでいると。その学校の割合は、何と小学校100%、中学校95%。宮古教育事務所は下位層を減少させるとともに上位層を厚くする。岩手県小・中学校学習定着度状況調査の場合は、下位層群の割合を3割以下にすることを目指すというふうにしております。 それから、花巻市教育委員会は、岩手県立総合教育センターがあるせいか熱心です。 平均正答率以上を目指しますというふうになっております。 このように、どこでもやっております。

ひどいと言ったら気の毒かもしれませんが、熱心な校長先生はこのようにしているそうです。全国学力・学習状況調査のために5年生の3学期末に、岩手県小・中学校学習定着度状況調査のために4年生の学期末と5年生の9月、また年度末は、6年生の学年末も対象にする。ここでは取り上げておりませんが、岩手県中学校新入生学習状況調査のためということですね。印刷するだけでもうんざりするような量の過去問を解かせるということです。

悪い人ではないらしいですけれども、すごく熱心なそうです。指導したいといって授業時間を奪って解説をしたり、教務主任にも協力を依頼したりしている。そして問題が解けないと、昼休み、放課後と子供たちの時間を奪ってまで指導している。ある日保護者から

言われたそうです。家庭学習でB問題を出したときに、子供も解けない、保護者も解けない。子供は保護者に八つ当りしたそうです。どんどん、どんどん追い詰められているわけです。放課後の指導でも、担任が不在の日は下校時刻ぎりぎりまで指導し、残った児童が数人泣いたときもあったということで、熱心なゆえに点数学力に振り回されて、子供も保護者も、教職員も学ぶ楽しさということを奪われていって、何よりも心配なのは子供の自尊心が傷つけられることです。私はだめな人間なのだというふうに思い込んでしまっているということです。

本来行うべき教材研究ができない状況になっている。現場にいた方たちはわかっていますよね、次から次と追いまくられています。岩手県小・中学校学習定着度状況調査が終われば、今度は全国学力・学習状況調査に向けというふうになっていますので、年間計画に基づいた授業時数を確保することが難しい状態になっていて、調査の趣旨に逆行して、創造的な教育をゆがめるものだと現場では対策を講じてほしいと言っております。県教育委員会の指示文書を無視しての事前練習です。年間計画に入れてやっているのではない、事前練習をがりがりやっているわけです、秋田県のまねをして。指示文書を無視して、調査にもかかわらず加熱している状況についての見解をお伺いいたします。また、今後の対策も、あわせてお願いします。

○中島学校教育課総括課長 調査の適切な活用から外れた活用と申しますか、これについてはただいまお伺いしましたし、ちょっと残念なことだなと感じておりますけれども、まず最初に、御承知のとおり、文書で適切な活用についての通知をし、周知を図ってきたところでございます。ただ、ただいまのようなお話もお伺いし、今後はそうした通知の状況を確認する意味でも、各市町村教育委員会からの聞き取り等をまずは行っていきたいというふうに考えております。

さらに、不適切なテスト対策がないように、本来の学力調査の趣旨に沿う形での実施を 進めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 教育委員会の皆様方にお話しするのは本当におこがましいのですけれども、教育の目標は人格の完成と、平和で民主的な国家、社会の形成者の育成であります。 そのために、子供一人一人に豊かな学びが保障されるべきです。テストだけではなくて、さまざまなこと、点数ではあらわせないそういう感性等を学ばせていくということ、それを保障するべきだと思います。文部科学省や県教育委員会が果たすべき役割というのは、教育の機会均等を保障して、全ての子供たちが安心して学ぶことができる教育条件を整備することだというふうに私は考えます。

県教育委員会の皆様は、もう御存じだと思いますけれども、免許外教科担任、免許がないのに授業をしなければならないことが中学校では多いです。例えば盛岡市で言えば、厨川中学校ぐらいの大きな学校でも免許外教科担任が、それも主要5教科にあるのです。私が学校訪問をすると、まず校長先生が怒ります。何でこの規模なのに、免許外教科担任があるのだというふうに。何をやっているのだと。小西委員、言ってくれと頼まれます。あ

る学校で言われたことは、その方は体育の教員なのですけれども、何と理科をやれと言われたのです。わかりますか。理科は、準備も片づけも大変だし、予備実験もしなければならないのです。それを免許のない方がやらなければならないのです。すごく辛かったと。自分自身の教科の教材研究が全くできなかったそうです。当たり前です。そういうふうに、特に数学と理科が足りないのですよね。だったら採用したらいいのではないでしょうか。とても現場は大変な状況で、それが多忙化にもつながっています。

それから、先日全国の教育環境のことを把握している方が岩手県のことを話をしたら、パソコン環境は10年おくれていて、恐らく全国最下位でしょうというふうに言われた。ほかの県は、小中学校でも、即県教育委員会とつなげるような、そういうアドレスもあったりするのに、何なのというふうなところから。盛岡市では毎年教育予算が削減されております。どんどん、どんどん減っています。特に事務職員の皆さんが、どういうやりくりをしたらいいのだろうと苦労しておりまして、本来は公費で賄うべきものを私費で賄っているという状況があります。こういうことこそ改善をすべきです。

ぎりぎりとテストをしたって、どうなのでしょうか。教育環境を整備して、教職員もきちんと数も、少人数学級もそうなのですけれども、定数内講師は解消して、何とかいい教育をやりませんかということです。死者を出さないような労働環境も整備しなければならないですけれども、子供たちが気の毒です。岩手県に生まれたばかりにと言うと、教育長がまたそれを言うと言うかもしれませんけれども、岩手県に生まれたばかりに十分な教育が受けられなかったということのないように、もう一度教育の目標をかみしめて、教育行政をやっていただきたいと思います。教育長に所感を伺います。

○高橋教育長 さまざま御指摘を頂戴いたしました。子供たちの将来を考えるのがまさに教育でございまして、それには、知、徳、体、バランスのとれた教育を進めて人間の形成を図っていくということとあわせて、これからの時代というのは、大学に入ったから成功するだとか、大企業に入ったから成功するだとか、そういう時代では全くない。どんどん、どんどん変容していきますので、そこで力強く生きていく力を身につける、そういう人間形成というのが極めて大事だと。したがって、知だけではなくて徳、体、これも同等に、しっかりと学校教育で取り組んでいく。また、その教育をしていくのは教員一人一人に支えられていますので、その教員が元気になる環境というものも、あわせて取り組んでいかなければならないというように思っています。

そういう中で、全国学力・学習状況調査の話もございました。これは、テスト対策と捉えるか、子供たちの力をしっかり身につけさせるためにやるか、非常にその線引きが難しい部分もあるのですけれども、テスト対策としてやることについては、これはやらないでほしいという要請をしっかりしてまいります。ただ、一人一人の知を高めていくことも大事ですので、教育課題はさまざまございますけれども、一つずつ、多忙化解消等も含めまして、精いっぱい頑張っていきたいというように思っています。

○**小西和子委員** 国連子どもの権利委員会の勧告があります。第12条、第29条及び第31条

に照らし、極度に競争的な教育制度によるストレスのため、子どもが発達上の障害にさらされていることおよび教育制度が極度に競争的である結果、余暇、スポーツ活動および休息が欠如していることを懸念する。本委員会は、さらに、不登校の数が膨大であることを懸念するというように、これは数年前のものですけれども、それが何度も何度も勧告されているのです。改善に向けて、何とか岩手県教育委員会だけでも動いていただければというふうに思います。

次に、県立学校の再編についてお伺いいたします。県立学校の再編につきましては、先ほどもお話がありましたけれども、平成28年度、平成29年度、平成30年度、平成31年度、平成32年度と、前期再編プログラム総括表というのがここにあるわけですけれども、私は花巻地域のことで質疑をしたいと思います。花巻南高校が平成31年度、1学級減、そしてその次の年、花北青雲高校も1学級減、さらには同じ地域で大迫高校も2年続けて1学級20人を割れば統合するというふうに言われているということで、花巻地域の人たちが危機感を持って、さまざまな取り組みをしており、要請行動をされてお受けになっているのだと思います。なぜそんなにまで同じ地域で減らされなければならないのだろうというような、そういう不満の声がありますし、十分な説明を受けていなかったというふうに私は訴えられたのです。地域検討会議においても、何ら具体的な協議や説明はなくて、唐突に学級減の方針が示されたということで、これは決定事項ではないこと、そして今後地域や学校、関係者と話し合いを進めることについて確認をいただきましたというふうに花巻市議会で答弁がされているわけです。

私は、個々の学校のことについてはそれぞれあると思いますので、質疑はしませんけれども、現在の学級数を維持したい高校で、地域の取り組みが活発に行われています。先ほどは葛巻高校のことがありましたけれども、これは今答弁するには余りにも多いので、後で一覧か何かにして、この高校ではこんな取り組みをしていますといったことを視覚でわかるようにペーパーをいただきたいなと思いますし、どの高校もとにかく維持したいということで、熱心に魅力づくり等で頑張っているのだと思うのですけれども、地域の声を県教育委員会は、今後どのように再編に生かしていくのか、まずお伺いいたします。

○藤澤高校改革課長 まず、現在の新しい再編計画でございますけれども、小中学生が減少している中で、地域の高校の存続を求める声というのを多くいただきました。この中で、望ましい学校規模を確保して、教育の質をある程度保障していかなければならないということ、それから地理的条件もございまして、教育の機会を保障しなければならないということで統合する地区を計画にはのせておりましたし、学級減というのも盛り込ませていただいたところでございます。

先ほど花巻地区のお話がございました。この再編計画については、ブロックを単位として学びの機会であるとか、あるいは小規模校にも配慮ということで策定したものでございます。各地区においてブロック単位の中学校卒業予定者数であるとか高校への進学予定者の数、それから今後の生徒の減少といったものを考慮して、必要な学級数をある程度算定

いたしまして、配置する学科というか、専門学科のバランスを考慮してつくったものでご ざいます。

それから、各地域においてどのように配置するかということでございますけれども、まず計画をつくる段階でも、最初にこの計画のもとになったのが、平成27年4月に今後の高等教育学校の基本的方向というものを改訂いたしまして、それ以降、各地を回らせていただいて、参加していただいた1,000人以上の皆様から、意見を伺ったところでございます。その後、平成27年12月に計画を公表いたしまして、さらに29回、200人ほどの皆様と意見を交換させていただいたというところでございます。

その後も、先ほども少し申し上げましたが、計画を策定した後、平成28年度に入りましてから、県内の全市町村と高校を回りまして意見を伺ったところでございます。計画の中には、今委員お手持ちの資料にも記載があろうかと思いますけれども、統合校につきましては、平成30年度までの入学者の状況とか、地域の取り組み等を勘案しまして、それから学級減等については、ブロック内の中学校の卒業予定者数であるとか、入学者の状況の変化があれば検討を続けるということで、こういった形での意見交換等については、これからも実施したいと思います。

〇小西和子委員 全く納得していないという感じでしたので、出前で説明していただければと思います。

平成32年度には、宮古商業高校、宮古工業高校、遠野高校、遠野緑峰高校、久慈東高校、 久慈工業高校ということで、先日工藤勝子議員がそのことを訴えておりましたけれども、 校舎制ということの話を県教育委員会はしておりましたが、校舎制については、効率だけ はいいかもしれませんが、生徒や教職員の負担とか、付随するさまざまな課題については どのように捉えているのか伺います。

時間がちょっと迫ってきました。それから、学区の見直しということを始めたようです。 通学区域(学区)のあり方検討についてというようなことがございますけれども、そのあ たりの経緯、四国4県にも相当するような岩手県にあって、学区を取り払うなどというこ とはとても考えられないのですけれども、どのような経緯でそういう話が出てきたかとい うこと。それから、協議の進捗状況といいましょうか、どのような話が出ているかという あたりをお聞かせいただきたいと思います。

○藤澤高校改革課長 校舎制についてでございますけれども、校舎制については再編計画の前期の中に、3地区で盛り込ませていただいております。校舎制といいますのは、大学のキャンパスのような形で、複数の校舎を一つの学校として使うというものでございますけれども、委員から御指摘がありましたように、校舎制となると教員の移動であるとか、学校行事や部活動などで生徒の移動ということが出てくるものでございます。校舎制は統合が前提になっていますけれども、そのもとで学校規模を大きくする、教員が確保されて生徒の進路希望に応じた授業での対応ができると、そういったメリットもあるということでございます。あとは、小規模校ですと、今は部活動、団体競技がなかなかやりにくい条

件になっていますが、そういったことの解消にもつながるというものでございます。

一方で、一体感の醸成であるとか、今御指摘のあった移動の問題というのが出てきますので、それらについては、各地区の統合を予定している高校におきまして、今年度も両校が集まってのワーキンググループを始めておりますので、そういった中で課題を洗い出して解決の方向について検討していきたいと思っています。

それから、学区の関係でございますけれども、今年度県教育委員会では学区について検討させていただいておりますが、これは生徒の多様な受け入れということで、県外からの生徒の受け入れとあわせて2本の項目で検討しようと思っておりまして、6月に第1回の検討会議を開いたところでございます。

学区につきましては、委員から御指摘がありましたように、課題もございます。例えば 地区外に生徒が出ていくといったような課題もございます。一方で、生徒の自由な学校選 択ができるというふうなプラス面もあるということで、これまでも再編計画をつくる中で、 両方の意見がございましたし、県議会の中でも賛成、反対の意見を頂戴しているところで ございます。

県教育委員会におきましては、こういった経緯を踏まえまして、今後検討会議の場をお かりしまして、県外からの受け入れと学区のあり方について議論をしていただきまして、 適切な方向を見出すべく、さらなる検討を続けていきたいと思っております。

○小西和子委員 全県でといいましょうか、同じ学区にしますと、さらに希望者の偏在というのが顕著になるでしょうし、経済的な条件によって東北本線沿線上に来れる生徒と、そうではない生徒というふうに格差が拡大するという懸念がございますので、慎重にお願いします。

つい先日、話を聞いたのですけれども、盛岡工業高校の定時制が平成31年度で募集停止になるということです。保護者の方たちは、就職につなげていただける、本当にありがたいと感謝しておりましたが、それがなくなったならば、盛岡のどこにそのかわりの受け皿があるだろうかということでしたので、そのこともお聞きしたいと思います。

あとはまとめて聞きますけれども、大船渡市の小学校統合のことなのですが、説明会が行われて、複式学級だから統合が必要だとの説明が大船渡市教育委員会からあったそうです。そういうふうに地域説明会で言われたそうです。複式学級だから統合ということはあり得るでしょうか。県内の複式学級の状況と、統合の動きについて伺いますし、大きい学校だけがいい教育ができるという、そういう安易な考え方だけで統合が進めば、今後地域の学校が消滅していくことが考えられます。複式学級についての県教育委員会の見解をお伺いします。

○**藤澤高校改革課長** 盛岡工業高校の定時制の募集停止についてでございます。再編計画では平成31年度に定時制の募集停止をするということを計画しておりまして、そのことについて高校に赴いて説明したところです。今具体的な人数はございませんけれども、各学年数名ずつの入学者となっております。その人数の多い学年が卒業するあたりを目標にこ

ういった計画にしております。定時制の高校につきましては、人数がそもそも少なくなっているということと、以前であれば働きながら学ぶというような意味合いがございましたけれども、最近またそれとは少し違う形で生徒が入っている状況でございます。

定時制のあり方につきましては、まずはブロックの中でそういった学びが確保されるということが大事だと思いますが、盛岡地区には杜陵高校もございますので、分野がちょっと専門学科と違いますけれども、そういった中で学びが確保できるという観点も踏まえ、今そういった案、そういう計画にしているところでございます。

〇小久保学校調整課総括課長 複式学級と学校の合併の関係についての県教育委員会の 見解についてお答えを申し上げます。

公立小中学校の適正規模、適正配置につきましては、少子化に伴う学校の小規模化が進む中で、義務教育の機会均等と水準の維持向上を図る観点から、設置者である市町村におきまして、子供たちやその地域の実態に応じて、教育条件の改善ですとか、教育効果の向上等を目指した積極的な検討が行われているということでして、県教育委員会におきましては、こうした市町村の取り組みを支援するために、文部科学省が平成27年に策定した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を市町村に情報提供するなどの支援を行っているというところでございます。

複式学級につきましては、これを有する学校を含めた小規模な学校においては、学校運営上ですとか、それから子供たちの指導上、さまざま特性もあれば、また課題もあるというふうに認識しております。学校配置を具体的に検討する場合においては、複式学級の解消の適否を含めまして、まずは児童生徒の教育条件の改善、これは教育内容とか、さまざまなファクターがあると思いますけれども、そういったことが重要であると思っております。また同時に、学校は地域コミュニティーの核としての性格も有するわけでございますので、県教育委員会といたしましては、各市町村が学校における状況をきめ細かく分析して、その保護者や地域住民の方々の十分な理解と協力のもと、学校づくりを主体的に進めていくことができるように必要な支援等を行っていきたいと思っております。

○髙橋但馬委員長 小西委員に申し上げます。他の委員の発言の機会を確保するためにも、 発言は簡潔にされるようお願いいたします。

○小西和子委員 複式学級だから統合するかというようなことですけれども、ほかの地域でも複式学級の学校が統合ということはありましたけれども、それは市町村教育委員会が上から目線で、統合しなさいという形ではなくて、地域ごとに検討会議とかで話し合いを進めて、やっぱり一緒になったほうがいいよねみたいにして統合が進められてきたというふうに私は理解しております。そういうことが望ましいのではないかということで、大船渡市教育委員会のやり方には驚いているところでございます。

○髙橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○髙橋但馬委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。

教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、文化スポーツ部から、岩手県文化・スポーツ振興戦略に基づく平成29年度の取組 について、ほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○畠山企画課長 それでは、岩手県文化・スポーツ振興戦略に基づく平成29年度の取組について御説明申し上げます。お手元にお配りしております資料1から資料4に沿って御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、A3判の資料1をごらんください。資料1、いわて国体・大会のレガシーを生か した文化・スポーツ施策の戦略的な展開によりまして、全体の概要について御説明させて いただきます。

背景といたしまして、昨年の希望郷いわて国体・大会から得たレガシーを次世代に引き継ぎながら、さらに発展させていくことによって、文化・スポーツを通じた地域社会の一体感や活力の向上、復興やふるさと振興につなげることができる。岩手の文化・スポーツは、その可能性を秘めております。これを踏まえ、平成33年度までのおおむね5年間に、県として戦略的に取り組む文化・スポーツ施策の指針として、本年3月に岩手県文化スポーツ振興戦略を策定したものです。

目指す姿として、個性と創造性あふれるココロパワー・カラダパワーいわてを掲げ、ここに示します三つの戦略と、それぞれに四つずつぶら下がります計12の重点施策で構成されております。

展開の方向性についてでありますが、これらの戦略や取り組みを着実に推進するため、 今年度、関連事務事業を文化スポーツ部に一元化し、個々の施策の充実、磨き上げを行う とともに、6月に庁内に設置した岩手県文化・スポーツ事業推進本部などによる政策間の 連携など、部局横断的な取り組みを戦略的に進めてまいります。

また、市町村や関係団体、民間などの多様な主体との連携、協働や、地域間交流等による地域産業の振興や交流人口の拡大、健康づくり・共生社会の実現、連帯感の醸成など幅広い分野につなげていこうとするものです。

次に、資料2をごらんください。文化スポーツ部平成29年度当初予算のポイントによりまして、戦略と重点施策及び主要事業について御説明させていただきます。

まず、1ページをごらんください。文化スポーツ部の平成29年度当初予算は、総額で27億500万円余となっております。三つの戦略ごとの御説明は、2ページ以降でさせていただきますが、1ページには全体のうち、復興計画関係に位置づけられる主な事業を記載しております。主な事業と予算額は、被災地における郷土芸能団体等の活動再開に要する経費の補助を行う郷土芸能復興支援事業費補助が1,000万円、伝統文化の魅力を国際的に発信するための鑑賞・体験プログラムの開発等を行う訪日外国人向け伝統文化鑑賞・体験プログラム開発事業費が600万円余、東日本大震災津波により被災した児童生徒の心の復興を図るため、文化芸術に触れる機会を提供する被災地児童生徒文化芸術支援事業費が800万円余となっております。

それでは、おめくりいただきまして、2ページと3ページのいわて県民計画関係によりまして、各戦略ごとに全体を御説明させていただきます。なお、それぞれの戦略にぶら下がります四つの重点施策につきましては、四角の塗り潰しで示しております。

まず、戦略の一つ目は、国体・大会のレガシーの継承と従来の枠を超えた文化・スポーツへの取組です。国体・大会のレガシーを次世代へ継承するとともに、2019年のラグビーワールドカップや、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた交流人口の拡大、ポップカルチャーやアール・ブリュットの振興など、従来の枠を越えた文化・スポーツへの取り組みを積極的に推進します。

重点施策1は、ラグビーワールドカップ2019釜石開催の成功と大会後のレガシーを見据 えた取組の推進です。主な事業と予算額は、大会成功に向け共同開催する釜石市と連携し、 地元推進体制の強化や開催機運の醸成などを行うラグビーワールドカップ2019開催準備費 が4億2,000万円余となっております。

重点施策 2 は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた地方が主役となる取組の推進です。主な事業と予算額は、スポーツを通じた地域振興や東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた機運醸成などを行うスポーツ振興戦略推進費が、6,100万円余、国体・大会の開催を契機に醸成された県内の文化芸術活動の盛り上がりの機運を継承、発展させ、本県の文化芸術のさらなる振興、発信に向けた取り組みを行う国体・大会レガシー継承発展事業費が2,400万円余となっております。

重点施策3は、ポップカルチャーなど従来の文化の枠を超えた取組の推進です。主な事業と予算額は、民俗文化を活用した地域振興を図るため、鳥取県及び徳島県との連携による地域間交流事業を実施する民俗文化地域連携事業費が200万円余、次代を担う若者に日ごろ培った文化芸術の発表の場を提供するとともに、交流の場の創出するため、いわて若者文化祭の開催等に要する経費を負担、補助する若者文化振興事業費が1,700万円余、マンガを通じた岩手の文化、暮らし、景観、おもてなしの心など本県の魅力を発信するソフトパワーいわて戦略推進事業費が1,300万円余などとなっております。

重点施策4は、アール・ブリュットに対する県民の理解増進及び活動支援です。主な事業と予算額は、障がい者芸術に対する関心を高めるとともに、障がい者等の創作意欲の醸成を図るため、県内のすぐれたアール・ブリュット作品の魅力を発信するいわてアール・ブリュット魅力発信事業費が900万円余となっております。

続いて、戦略II、県民の心を豊かにする文化芸術の振興です。あらゆる世代の県民が文 化芸術に親しむ機会を提供するほか、文化芸術団体と児童生徒との交流等を通じた未来の 文化芸術を担う人材育成や、文化芸術コーディネーターの配置等による地域の文化芸術活 動の支援などを推進します。

また、世界遺産の価値、理念など地域の宝である文化財の魅力や岩手が誇る文化芸術の力で、ふるさとへの理解や愛着が深まる地域づくりを進めます。

重点施策1は、文化芸術に親しむ機会の提供や文化芸術を生かした地域づくりの推進で

す。主な事業と予算額は、民俗芸能の伝承と後継者育成のための民俗芸能フェスティバルの開催等を行う民俗芸能伝承促進事業費が200万円余、岩手芸術祭による文化芸術の魅力を全県的に発信するため、新たに地域における文化芸術の鑑賞機会の提供を行う岩手芸術祭地域活性化魅力発信事業費が900万円余となっております。

重点施策2は、未来の文化芸術を担う人材の育成です。主な事業と予算額は、平泉世界遺産登録5周年を契機として、海外との文化交流を図るとともに、地域の文化芸術を盛り上げるネットワークの構築等を行う海外との絆を活かした文化芸術形成促進事業費が1,000万円余、各広域振興圏に設置した岩手県文化芸術コーディネーターを活用した文化芸術活動の充実と情報発信等を行ういわて文化芸術王国構築事業費に300万円余、次代の文化芸術の担い手を育成するため、子供たちにすぐれた文化芸術に触れる機会の提供等を行う青少年芸術普及事業費が300万円余となっております。

ページをおめくりいただきまして、3ページでございます。重点施策3は、文化芸術活動を支える環境の整備です。主な事業と予算額は、障がい者芸術活動の振興を図るため、取組実態調査やワークショップによる支援者育成などを行う障がい者芸術活動支援事業費が600万円余などとなっております。

重点施策 4 は、世界文化遺産の価値や理念の発信、普及です。主な事業と予算額は、世界遺産である平泉の文化遺産、橋野鉄鉱山及び新規登録を目指す御所野遺跡の理念や価値等の理解促進のため、一体的な情報発信基盤を整備し、情報発信機能の強化等を行う世界文化遺産の理念・価値普及事業費が600万円余、平泉の文化遺産の保存管理の重要性等の普及啓発及び拡張登録に向けた取り組み等を行う平泉世界遺産登録推進事業が4,600万円余、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた機運醸成を行う縄文遺跡群世界遺産登録推進事業が100万円余、明治日本の産業革命遺産の普及啓発及び構成資産に関する理解増進等の計画策定など世界遺産委員会決議事項への取り組み等を行う明治日本の産業革命遺産保存活用推進事業が500万円余、平泉の文化遺産を総合的に紹介、情報発信するためのガイダンス施設整備に係る基本設計等を行う平泉文化遺産ガイダンス施設整備事業費が3,800万円余などとなっております。

続きまして、戦略Ⅲ、県民が元気になるスポーツの振興です。県民一人一人がより身近にスポーツを楽しむことができる環境を整備するとともに、競技力のさらなる向上や、障がい者を含めたトップアスリートの育成などにより、スポーツの魅力を実感し県民の心と体が元気になるスポーツ振興を推進していくほか、プロスポーツチーム等との連携やスポーツツーリズムの振興による地域活性化を推進します。また、スポーツによる障がい者のさらなる社会参加を促進するため、障がい者スポーツを一層推進します。

重点施策1は、一人ひとりが楽しむことができるスポーツ社会の推進です。主な事業と 予算額は、生涯スポーツの振興を図るため、総合型地域スポーツクラブを育成、推進する とともに、生涯スポーツにかかわる指導者の養成、確保等を行う生涯スポーツ推進費が 1,400万円余となっております。 重点施策 2 は、競技力向上とトップアスリートの育成です。国体・大会のレガシーを生かして行う主な事業と予算額は、オリンピックを初めとする国際大会等に向けて競技力の向上を図るため、スーパーキッズを育成するとともに、本県のトップアスリートの活動支援等を行うオリンピック選手等育成・強化事業費が2,700万円余、パラリンピックを初めとする国際大会等に向けて競技力の向上を図るため、本県のパラリンピック候補選手の活動支援等を行うパラリンピック選手等育成・強化事業費が400万円余、各競技の競技力の維持向上の取り組みを行う希望郷いわて競技力向上事業費が1億8,000万円余、全国トップレベルの優秀な指導者の招聘等を行う希望郷いわて指導者育成事業費補助が1,600万円余となっております。

重点施策 3 は、スポーツ活動を支える環境の整備です。主な事業と予算額は、障がい者スポーツの裾野拡大を図るため、スポーツを行う機会の提供や、指導者の育成、関係者間の連絡調整体制の強化等を行う障がい者スポーツ振興事業費が2,500万円ほど、競技者の育成と県民の健康づくりを図るため、スポーツ医・科学に基づくサポート等を行うスポーツ医・科学サポート事業費が2,500万円余となっております。

重点施策 4 は、トップスポーツチームとの連携やスポーツツーリズムの振興による地域活性化の推進です。主な事業と予算額は、スポーツを通じた地域振興に取り組むとともに、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた機運の醸成等を行うスポーツ振興戦略推進費が6,100万円余となっております。以上が当部における平成29年度当初予算のポイントです。

なお、資料3として、ただいま御説明いたしました事業の一覧表を、資料4といたしまして、岩手県文化・スポーツ振興戦略をお配りしておりますので、ごらんいただければと思います。以上で御説明を終わります。

○中里文化振興課総括課長 平泉の文化遺産ガイダンス施設(仮称)整備基本構想イメージについて御説明させていただきます。お手元にお配りしておりますA3判カラーの資料をごらんいただければと思います。

平泉の文化遺産ガイダンス施設につきましては、平泉の文化遺産の世界遺産としての理念や価値及び学術情報を総合的に、よりわかりやすく発信する必要があるとのイコモスからの指摘を受けまして、平成21年度に提出いたしました世界遺産登録のための推薦書にガイダンス施設の整備を位置づけ、拡張登録に向けた取り組みとあわせて進めてきているものでございます。今年度整備の基本計画策定に着手するため、その骨子となる整備基本構想の検討を行っているところでございまして、現段階でのイメージになりますが、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料の第1章の整備の目的と基本方針でございますが、平泉の文化遺産の価値を 世界中の人々へ総合的に発信するとともに、歴史資料を適切に保存することで次世代に継 承して永く守ること、また平泉の文化遺産の調査研究活動や体験学習を通じた人材育成、 交流拡大を通して新たな地域文化の創造に寄与することが整備の目的でございます。今の 発信、文化の継承、歴史の集積、そして未来の創出を基本方針に、平泉と世界と人をつな ぐ文化拠点を目指す姿として設定しております。

平泉にいらした方に、まずこのガイダンス施設に立ち寄っていただきまして、平泉の文 化遺産の全体像に触れていただいた上で、各構成資産を回っていただくことで、より理解 を深めていただける施設を整備したいと考えております。

次に、第2章の機能の方向性でございますが、いまの発信、文化の継承、歴史の集積、 未来の創出の四つの基本方針にあわせ、展示・情報発信機能、収蔵・保存管理機能、調査 研究・情報集積機能、体験・学習機能の四つの機能を設定しております。

第3章の施設の整備計画でございますが、1に掲げました(1)から(10)までを基本的事項としまして、2の設置形態のとおり、既存の関連施設や、将来整備される施設も視野に入れつつ、機能分担、連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。3の立地・施設規模につきましては、県立柳之御所史跡公園内に約2,000平方メートル程度で耐火構造の施設とし、施設構造としては、4の表のとおり、機能に合わせた諸室等を想定しているところでございます。

第4章の運営体制につきましては、運営方式や開館形態なども含めて、施設の機能の具体化にあわせて、今後検討を進めていくこととしております。

第5章の展示・収蔵の構成イメージですが、展示の構成としましては、平泉の文化遺産の価値や構成する資産の概要とそれぞれの関連性をわかりやすく解説することができるような工夫をすること。収蔵につきましては、柳之御所遺跡出土の重要文化財などを対象として、収蔵施設の一部公開などの工夫について、今年度検討する基本計画に盛り込んでいきたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、今年度から来年度までで基本計画、展示設計、建物の基本設計、実施設計を行いまして、平成31年度から工事に入り、平成33年度の開館を目指しております。ガイダンス施設の整備につきましては、これまで有識者や関係市町の御意見をお聞きしながら検討してきたところでございますが、今後さらに調整を行った上で基本計画、基本設計と進めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- ○髙橋但馬委員長 ただいまの報告に対し、何かありませんか。
- **〇名須川晋委員** 何点か、それでは簡潔に質問いたしますので、簡潔に御答弁、よろしく お願いします。

こうして資料を見ますと、予算が皆増というところが何点もありまして、これまで出たところもあるでしょうけれども、全くの新規のところもありますので、文化スポーツ部ができて非常によかったと私は思っております。始まって3カ月ほどたっていますけれども、この組織の中で、こういう点をこれから改善していく、あるいは目を向けていかなければいけないというような、もしかして一般質問で御答弁されているかどうかわかりませんけれども、その辺の率直な御感想ついて、まずお伺いをいたしたいと思います。

それから障がい者スポーツの関係でございますが、障がい者スポーツに対する予算もつけられてきているのですけれども、用具ですとか器具、県内にはそういう義肢製作所のような会社もありますから、これから、そういうところと連携をして、補装具をしっかりと研究開発して障がい者のアスリートに使ってもらうというような、そういう仕組みも必要になってくるのかと思いますが、その辺の取り組みについて、何か進んでいるのであればお知らせをいただきたいと思います。

そしてこれからのオリンピック、パラリンピックについての予算はついているわけでございますけれども、ことし以降の国体の予算というのはどういうふうになっているのか。 希望郷いわて競技力向上事業費等に包含されているのかどうか、その辺についてお知らせください。

○畠山企画課長 一つ目のお尋ね、これからの組織の改善点等ということでございましたけれども、まず新しい部が立ち上がりまして、ここまで部員一同、全力で走ってきたという感がございます。やはり新設の部というものが立ち上がるということは、そう多くはないことでございましたので、その体制の整備、各事業の材料を集めたり、あるいは今まで実施してきた部局からの情報、そういうものを一から全部洗いまして整備するというところからまずスタートしたわけでございます。その部分、恐らく私も含め、多分他の部局よりは、全部合わせまして、一番ぐらい県庁の中を歩き回ったのではないかという気持ちでおります。改善点といいますか、そういうところを基本を大事にして、今後も進んでいきたいと考えております。

○工藤スポーツ振興課総括課長 障がい者スポーツについてのお尋ねでございます。義肢、それから補装具等の用具につきましては、アスリートそれぞれみずからの体に合わせてフィッティングさせていくということが非常に重要でございます。これまでそういった義肢、装具といったものを障がい者スポーツ協会等々を通じて提供してきたところでございますけれども、競技用の車椅子、レーサーという三輪車のようなものですとか、そういったものは非常に高額でございますので、なかなか簡単にはできないというところもございました。そういった部分、今年度、トップアスリートの方々と意見交換をしておりまして、どういった形で準備していくのか、どういった形でいけば競技をすることができるのかというのを意見交換しておりますので、それを踏まえて、先ほど委員がおっしゃいましたが、県内の義肢製作所等々と協議、連携といった部分も踏まえて進めていきたいと考えております。

それから、2点目でございます、国体の予算がどうなっているのかということでございますが、委員御指摘のとおり、希望郷いわて競技力向上事業が主たる強化予算ということになります。ただ、このことはもう指導者の育成というのが非常に重要になってまいりますので、希望郷いわて指導者育成事業費補助、そういったものも含めて、何点か複数の事業に散らばっております。ほかにもスポーツ医・科学を活用した強化といいますか、科学的な知見に基づいた強化方法といったもののメニューをお示しするといった取り組みもし

ておりますので、そういった複数の事業によって、国体あるいは障がい者スポーツ大会の 選手強化を図っていきたいということでございます。

○名須川晋委員 最後、2点ほど。

東京2020オリンピック、パラリンピックに実際に出られそうな県人というのは何人ぐらいいるのかというところを、ちょっとハードルが高いのでしょうけれども、文化スポーツ部のほうから見て、どういう方がいらっしゃるのか、それをまず1点。

それから希望郷いわて競技力向上事業費、これには障がい者スポーツ大会のほうの強化 費も入っているのか、それについてもお知らせください。

○工藤スポーツ振興課総括課長 オリンピック、パラリンピックに出場が期待される選手ということで私どもが視野に入れている選手は何人かおります。例えば夏季の競技であれば十数人、団体競技です。冬季の競技であればスケート、スキー等々で、やはり10人前後、何とか出てくれないかというふうに期待しているところでございます。

パラリンピックにつきましても、冬季の競技がメーンになりますけれども、数人、片手 ほどにはなるかと思います。

- ○名須川晋委員 できれば、もうちょっと具体的に。
- ○工藤スポーツ振興課総括課長 スキーですとソチのパラリンピックに出られました阿部友里香さんですとか、視覚障がいのほうで言えば、まだオリンピックには出ていないですけれども、世界選手権等に出ている高村さんという選手がいらっしゃいます。それから、夏のほうの競技ですけれども、何回かパラリンピックに出ている大井選手も期待されるのではないかと考えております。

それから、オリンピックのほうにつきましては、既に1度オリンピックに出られている 陸上の高橋英輝さん。まだ出られてはいないのですけれども、スケートでも何人か期待さ れる方がいるというふうに考えております。

それから、2点目でございますが、希望郷いわて競技力向上事業費のほうでございますけれども、こちらは国体の選手強化ということになっております。障がい者スポーツ大会のほうの選手強化につきましては、別途障がい者スポーツ振興事業費等のほうで選手強化の研修会ですとか、トレーニングなどを実施しているところでございます。

- ○工**藤誠委員** ちょっと確認させていただきます。平泉の世界遺産追加登録の関係ですけれども、6月23日の新聞報道によれば、拡張登録については、2017年度末に文化庁に推薦書案を提出するとありますけれども、これは要するに正式に名乗りを上げて出すという、手を挙げるということでよろしいのでしょうか。
- ○中里文化振興課総括課長 今年度、推薦書をまとめるべく、これまで取り組みを進めてまいりましたので、推薦書の素案という形で今年度末に提出できればと思っております。
- ○工藤誠委員 文化庁に提出するということですね、3月31日までに。
- ○中里文化振興課総括課長 その予定で進めております。
- ○工藤誠委員 御案内のとおり、今月中にも北海道・北東北の縄文遺跡群が世界遺産登録

の国内推薦の結果が出るかどうかというところに来ているわけでありますけれども、推薦 されることを確信はしておりますが、仮に見送りになったような場合、競合してくるとい う形になりますよね。そういう場合も想定して、あえてまた出すということでしょうか。

- **〇中里文化振興課総括課長** 県といたしましては、今年度北海道・北東北の縄文遺跡群に つきましては推薦されるということで取り組みを進めてまいっておりますので、それに向 けて、教育委員会と連携して全力を挙げていきたいと思っています。
- **○工藤誠委員** では、8月にもう一度、その対処を議論しましょう。今また言っても仕方がない話ですから。

それでは、ガイダンス施設の関係でございますけれども、財源についてお知らせください。

- ○中里文化振興課総括課長 財源につきましては、実施設計以降の費用につきましては、 文化庁の補助金を活用できるよう今文化庁と協議、調整をさせていただいているところで ございます。
- **○工藤誠委員** それでは、その文化庁の補助事業が入った場合には、どういう補助形態になるのか。あとは県の持ち出しがあるのか、その辺も含めて詳細にお知らせください。
- **〇中里文化振興課総括課長** 現在どのような形態で活用できるか調整を進めているところでございますが、県の持ち出しというものは当然ございます。一部について文化庁の補助金を活用できるということで調整を進めております。
- ○工**藤誠委員** 一部というのは、要するに2分の1補助なのか3分の1補助なのか。そして県の持ち出しが残りは起債なのか、一般財源なのか、そういうことを聞いているわけですから、はっきりそこを明確に答えてください。ただ調整中というよりも、それだったら財源の中身がはっきりしていないということではないですか。はっきり教えてください、そこを。
- **○上田文化スポーツ部長** ただいま文化振興課総括課長から御説明申し上げているとおり、今文化庁と調整中ではございますが、補助スキームといたしましては、国庫が2分の1、その分については地元負担ということになりますのですが、ただそれに対して例えば起債とか、あるいはもしかしたら私ども希望しておるのですが、地方交付税の措置とかがあれば非常に負担等は少なくなりますので、それもあわせてこれから文化庁と調整をさせていただくということでございます。
- ○工**藤誠委員** では、まず2分の1補助ということですね。それで、このガイダンス施設は、先ほどの説明によれば、イコモスからの指摘もあってというお話でございました。釜石市の橋野鉄鉱山とか、今度御所野遺跡を含む北海道・北東北の縄文遺跡群が世界遺産に登録となった場合に、ほかの世界遺産を持つ市と町があるわけでございますけれども、そういうところから、そういうふうなガイダンス施設等の整備の要望があったような場合は、これについては文化スポーツ部のほうで対応していただけるものなのかどうか、その辺のお考えはどうなのかお伺いしたい。

○中里文化振興課総括課長 平泉のガイダンス施設につきましては、資産の保存管理活用を主目的とする施設として世界遺産推薦書に位置づけて、これまで検討を進めてきたものでございます。橋野鉄鉱山、そして御所野遺跡につきましては、既存の施設でガイダンスを行う、情報発信を行うということで、推薦書案には記載がされていると認識しておりまして、機能を果たしているということが説明されているものと理解をしております。要望につきましては、いただいた際に検討させていただきたいと思います。

○工藤誠委員 いずれこれも結果を見てからまた議論しましょう。

それで、いわゆる世界遺産については、今回は北海道・北東北の縄文遺跡群だけは教育委員会で登録まではやるということでございます。その後の活用なり機運の醸成等々については、今回文化スポーツ部に一本化されたわけでございますので、ぜひ取り組んでいただきたい。それで、きょうも岩手県文化芸術振興議員連盟で遮光器土偶展とかのPRもしていただきました。それから、盛岡市の遺跡の学び館でしたか、そちらでもいろいろな取り組みをされています。

それで、御存じかもしれませんけれども、先般テレビで取り上げられて、縄文ZINEというフリーペーパーが非常に人気を集めているということでございました。そして、私は詳しくはわからないのですが、若い女性の間でも縄文ブームが広がっているということもお聞きしています。実際ただいま手元にあるのですけれども、これは後でお見せしますけれども、そういう一般的なPRではなくて、いろいろ好きな方はいらっしゃると思うので、余り歴史を好きな人とか、そのような人ではなくて、たくさんのターゲットというか、たくさんの方にPRする方法を考えてほしいと思うのですが、今後の世界遺産、北海道・北東北の縄文遺跡群も含めてですけれども、PRする戦略についてお伺いしたいと思います。

○中里文化振興課総括課長 今年度の世界遺産の理念、価値の普及を行う事業といたしまして、平泉、橋野鉄鉱山、御所野遺跡の各資産の情報を一元化して情報発信するポータルサイトの作成、あるいは特に若者層をターゲットにスマートフォンを活用したスタンプラリーシステムの構築などを考えておりまして、これから事業を進めてまいりたいと考えております。

また、先ほど委員から御紹介いただきましたとおり、パネル展の県内での巡回というものも計画しておりますし、また公用車にマグネットを張るというようなことも計画しておりまして、マグネットの作成も進めてまいりたいと考えております。

○工**藤誠委員** 最後です。いずれ三つの世界遺産を持つ、そういう県になりますので、やっぱり文化スポーツ部が果たす役割というのは非常に大きいと思います。発足してまだ3カ月、4カ月ぐらいですけれども、大きな課題もあると思いますので、それをしっかりと今後皆さん協力して進めていただきたいと。特に私は世界遺産の関係についてはよろしくお願いしたいということを要望として申し上げておきます。

○千葉伝委員 平泉の文化遺産のガイダンス施設についてですけれども、こういう施設が

できればということで、大変期待をしております。

それで、先ほど予算の関係で話は出たけれども、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、トータルとしてこの施設の整備費は幾らの予定、概算が決まっているようだったら教えてください。

○上田文化スポーツ部長 事業費でございますが、イメージぐらいは今のところ持っております。大体数十億円の下のほうという感じではございますが、基本構想を今つくるという段階でございまして、その後基本計画でソフトの部分を固め、その後基本設計、実施設計と入ってまいります。そのほか事業費については固めさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、内容については、先ほど申し上げたとおり、国庫を見込んでおりますので、やは りそれに見合うような施設仕様とかが必要となってまいります。そこのところは今後精査 をしてまいりたいと考えております。

○千葉伝委員 せっかくつくるということで、このぐらいの予算でと、こういうあたりが もうできているのかと思っての質問でしたけれども、わかりました。

中身の話で、国内外からの観光客というので、今まで以上にまた訪れてもらうと、こういうことになる施設だろうと思うし、国外から平泉の世界文化遺産にどんどん来るということになると、ガイダンスの中身とすれば、通訳がつくのか、パネル化なのか、いろいろとそういった部分も当然考えていると思います。答えは要りません。そういったことも当然必要だということで、よろしくお願いします。

○髙橋但馬委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって文化スポーツ部からの報告を終了いた します。文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営等について御相談がありますので、少々 お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回8月に予定しております閉会中の委員会でありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、平成30年度県立学校の編成についてといたしたいと思います。また、次々回、9月に予定しております閉会中の委員会でありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、実践技術者の育成についてといたしたいと思いますが、これらに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**髙橋但馬委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し、閉会中の 継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。 次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の7月の県内、東北ブロック調査についてでありますが、お手元に配付しております平成29年度商工文教委員会調査計画 (案)のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋但馬委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。 御苦労さまでした。